

# 北海道林地開発 許可制度の手引

北海道水産林務部林務局治山課

(令和~~5~~6年~~2~~3月~~21~~4日改訂〔令和~~5~~6年4月1日から適用〕)

# 目 次

<b>I 林地開発許可制度の概要</b> .....	<b>1</b>
1 はじめに .....	1
2 制度のあらまし .....	1
<b>II 林地開発の許可申請をするには</b> .....	<b>3</b>
1 事務権限移譲市町村 .....	3
2 申請の前に留意すること .....	3
3 事前協議 .....	4
4 申請の手続き .....	4
5 許可、不許可の決定までの手順 .....	9
<b>III 開発行為の要件（審査される主な内容）</b> .....	<b>11</b>
1 一般的な事項 .....	11
2 災害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号関係事項） .....	12
3 水害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号の2関係事項） .....	13
4 水の確保に関する事項（法第10条の2第2項第2号関係事項） .....	13
5 環境の保全に関する事項（法第10条の2第2項第3号関係事項） .....	13
<b>IV 許可制の適用除外</b> .....	<b>14</b>
1 許可制が適用されない場合 .....	14
2 国又は地方公共団体とみなされる独立行政法人・公社など .....	14
3 省令で定める事業 .....	14
<b>V 許可申請書及び添付図書の作成について</b> .....	<b>16</b>
<b>VI 開発目的別の残置又は造成する森林の割合と配置</b> .....	<b>24</b>
1 開発目的別の残置又は造成する森林の割合と配置の審査基準 .....	24
2 残置森林等の配置の参考事例 .....	26
「別荘地の造成」、「スキー場の造成」、「ゴルフ場の造成」、「宿泊施設、レジャー施設の設置」、 「工場、事業場の設置」、「土石等の採掘」、「太陽光発電設備の設置」	
<b>VII 許可された開発行為について</b> .....	<b>34</b>
1 許可から完了までの流れ .....	34
2 次の各事項に留意して適切に開発を行ってください .....	35
3 完了確認の検査 .....	36
4 検査確認書の交付 .....	36

<b>VIII</b>	<b>許可指令後の関係書類等とその手続</b>	<b>37</b>
<b>IX</b>	<b>申請書等の様式</b>	<b>39</b>
1	申請書及び添付図書の様式等	39
2	協定書の例	78
<b>X</b>	<b>開発許可の審査基準</b>	<b>82</b>
1	北海道林地開発許可に関する事務処理要領 別記第1号 審査基準	82
2	北海道林地開発許可に関する事務処理要領 別記第2号 審査基準（細則）	87
3	標準処理期間について	131
4	森林審議会への諮問基準	132
<b>XI</b>	<b>その他参考資料</b>	<b>133</b>
1	林地開発許可制度の関係法令	133
2	森林法施行細則（抜粋）	136
3	流量計算早見表	140
4	ゴルフ場等大規模開発に伴う森林保全に対する配慮指針	141
5	ゴルフ場等大規模開発に伴う森林保全に対する配慮指針の事務取扱いについて	142
6	主な樹種とその特性	144
7	植栽本数早見表	146

# I 林地開発許可制度の概要

## 1 はじめに

林地開発許可制度は、1974年（昭和49年）の改正森林法の中で制度化され、1ヘクタールを超える森林の開発を行う場合は知事の許可が必要となりました。これは、森林の乱開発を防止し、森林の持つ機能の維持を図り、森林の土地の利用を適正に行うためのものです。

森林は、木材の生産機能と併せて土砂崩れや洪水などの災害防止機能、水資源確保の機能、人々に憩いの場を提供する環境の保全機能等を持っております。

近年、国民の森林に対する期待と関心が高まるなか、森林の公益的機能が国民生活の安定と地域社会の健全な発展に大きな役割を果たしており、森林を開発するに当たっては、これまで森林の持っていた機能を阻害しないよう適正に行うことが必要です。

道としましても、そのようなことが、開発行為を行う者の当然の責務であるとの観点から規制を行い、森林の保全を図っております。

## 2 制度のあらまし

### (1) 許可を受けなければならない森林

開発行為をしようとするときに、知事の許可を受けることとされた森林は、森林法に基づく地域森林計画の対象民有林（公有林を含む）です。

ただし、森林法により指定された保安林及び海岸法により指定された海岸保全区域内の森林は、林地開発行為許可の区域から除かれます。

開発しようとする森林が地域森林計画の対象民有林であるかについては、道庁水産林務部森林計画課、総合振興局若しくは振興局（以下「総合振興局等」という。）林務課若しくは総合振興局等森林室又は市町村役場へ問い合わせ下さい。

### (2) 許可を受けなければならない開発

知事の許可を受けなければならない開発は、「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、次のとおりの規模のものです。

- ① 開発面積が1ヘクタールを超えるもの
- ② 太陽光発電設備の設置を目的とする行為にあつては開発面積が0.5ヘクタールを超えるもの  
「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであつて、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。
- ③ 道路だけをつくる場合には、幅員が3メートルを超え、かつ、法面などを含めた開発面積が1ヘクタールを超えるもの

なお、開発行為の規模は、開発許可の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相違に関わらず一体性を有するものの規模をいいます。その判断基準は6ページ「一体性の判断基準について」のとおりです。

### (3) 許可基準

知事は、開発行為が次の4つの基準にあてはまると認めるときに限り、許可することとされています。

- ① 森林のもつ災害防止の働きが開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- ② 森林のもつ水害防止の働きが開発することによって失われ、水害を発生させるおそれがないこと
- ③ 森林のもつ水源かん養の働きが開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと
- ④ 森林のもつ環境保全の働きが開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと

### (4) 開発行為の中止・復旧等

次のような場合には、知事は開発の中止や復旧を命ずることとなります。なお、知事が出した開発の中止命令又は復旧命令に違反した場合は罰せられることとなります。

- ① 許可を受けずに開発した場合
- ② 許可条件に違反して開発した場合
- ③ 偽りその他の不正な手段により許可を受け開発した場合

#### [参 考] 伐採及び伐採後の造林の届出等について

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ市町村長に法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（伐造届）を提出しなければなりません。

ただし、林地開発の許可を受けたときは、この手続きは不要となりますが、当該森林で森林経営計画が立てられている場合は、認定者に計画の変更及び法第15条の伐採等の届出が必要となります。

なお、許可制の適用されない場合の開発行為についても、伐造届等の提出が必要です。

## Ⅱ 林地開発の許可申請をするには

### 1 事務権限移譲市町村

次の市町村の区域における開発行為（開発行為に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く）は、開発許可（審議会への意見聴取、監督処分を含む）に係る事務権限が市町村長に移譲されておりますので、当該市町村長あてに申請し許可を受けることとなります。

稚内市、深川市、北斗市、松前町、古平町、仁木町、美瑛町、下川町、苫前町、中頓別町

### 2 申請の前に留意すること

開発計画をたてようとするときは、関係市町村及び総合振興局等林務課並びに総合振興局等森林室と次の事項等について事前に打ち合わせを行ってください。

- (1) 次の森林（「機能の高い森林等」という）における開発行為は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する場合が多いと考えられるので、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策を措置するよう十分に配慮して下さい。

特に③から⑧の森林については、開発行為を極力避けるようにしてください。

なお、開発計画地が機能の高い森林等に該当するかどうかについては関係市町村、道庁水産林務部森林計画課若しくは総合振興局等林務課又は総合振興局等森林室にお問い合わせください。

- ① 地域森林計画において、林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
  - ② 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林
  - ③ 飲用水及びかんがい用水等の水源として依存度の高い森林
  - ④ 災害常襲地内に存する森林（災害履歴や地域整備の実績等から判断すること）
  - ⑤ 地すべり危険地域内に存する森林（北海道地すべり分布図等から判断すること）
  - ⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区
  - ⑦ なだれ危険箇所点検要領に基づくなだれ危険箇所
  - ⑧ 造林事業補助金等を受けて調査、整備された森林
- (2) 造林事業補助金等を受けて整備された森林が開発計画地に含まれるかどうかについては、総合振興局等林務課森林整備係又は主査（林務）に確認してください。
  - (3) 開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権、地上権、賃借権等）を有する者の同意が必要です。
  - (4) 開発行為の施行により周辺地域の生活及び産業活動に及ぼす影響の把握とその影響に対する適切な配慮が必要です。
  - (5) この制度のみでなく、他の法令等の規制を受けているときは、所定の手続きが必要です。
  - (6) 開発行為の許可基準や申請から許可までに要する期間等は、あらかじめ総合振興局等林務課森林保全係、主査（森林保全）にお問い合わせください。

- (7) 開発行為をしようとする森林の土地に係る市町村及び開発行為により直接影響を受けると見込まれる市町村と開発計画について、打合せを行ってください。
- (8) 地域住民等に対して事業計画に関する事前説明を行ってください。説明する方法や対象とする住民の範囲は、市町村役場担当係と協議して決定してください。地域住民等からの意見・要望に対しては、地域住民等に見解及び対応方針を明確に示してください。なお、説明会を行う場合の関係資料の作成にあたっては、総合振興局等森林保全係、主査（森林保全）にご相談ください。
- (9) 森林経営計画を立てている森林については、計画の変更（義務的変更、自主的変更）が必要となります。
- (10) 当該開発行為が下流河川に影響を及ぼすか否かの調査・検討や、及ぼす場合に設置することとなる洪水調節池の計画は、7ページ「水害防止（審査基準第3関係）のための洪水調節池等の計画手順」を参考としてください。また、その結果は、関係河川管理者（8ページ「治水協議の対象となる河川管理者について」を参照）と十分に協議してください。

### 3 事前協議

- (1) 新規に許可を受けようとする場合は、申請に係る手続きを円滑に進めるため、あらかじめ協議事項を記載した「林地開発事前協議書（別添第1-2号）」に「V許可申請書及び添付図書の作成について」の編纂順序2以下のうち、次の書類の写しを添え、総合振興局長等へ2部提出し、審査指導を受けてください。

（計画概要書、土地利用計画書、求積表、森林現況表、土地権利関係一覧表、工程表、他法令の手續状況、地域住民等への説明結果概要書、位置図、区域図、求積図及び求積計算書、土地利用計画図、防災施設の配置図）

なお、「林地開発事前協議書」及び添付書類（図面等を除く。）は、電子メールにより送信して提出することができますので、あらかじめ事務担当者に提出先の電子メールアドレスを確認してください。

- (2) 協議内容について誤りや添付書類の不足がある場合は、補正の指導等がなされます。
- (3) 協議内容について一定程度適正と認められたときは、関係市町村長の意見を確認します。このため、相応の時間を要すること、また、関係市町村長からの意見の内容によっては、当該意見への対応状況を関係市町村長に説明していただく等、改めて指導等が行われることをご了承ください。
- (4) 協議内容が適正と認められるときは、総合振興局長等から協議の結果が通知されます。  
なお、この結果通知は、森林法第10条の2に基づく開発行為の許可ではありません。
- (5) 通知後、申請までの間に事業計画を変更する場合や、通知日から起算して1年を経過する日までに正当な理由なく申請を行わない場合は、改めて林地開発事前協議書を提出してください。

### 4 申請の手続き

- (1) 許可申請書は、次の部数を作成し、開発する土地の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長に提出してください。

開発行為に係る森林の土地の面積が20ヘクタール以上の開発行為の許可申請又は法第10条の2第6項の規定により森林審議会の意見の聴取が必要な開発行為の許可申請にあつては3

部（開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村の数に2を加えた部数）、それ以外の場合にあつては2部（開発対象区域が2以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村の数に1を加えた部数）を作成し提出してください。

※森林審議会への諮問基準は、「X 開発許可の審査基準」の4に記載されています。

- (2) 許可申請書に添付しなければならない図書及びその作成の方法は「V 許可申請書及び添付図書の作成について」に記載されています。
- (3) 許可申請書及び添付書類（登記事項証明書、図面等を除く。）は、電子メールにより送信して提出することができますので、あらかじめ事務担当者に提出先の電子メールアドレスを確認してください。



## 一体性の判断基準について

開発行為の実施主体、実施時期、実施箇所のいずれか若しくは全ての相違について、次の分類ごとに、一つ以上該当する項目がある場合を目安として、一体性を有する開発行為と判断します。

分 類	項 目
実施主体	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする
	一つの事業者が、特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割して行わせようとしている
	事業者が法人の場合にあって、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人の役員を兼ねている、又は法人の所在地が同一である
	血縁関係にある複数の者の行う開発行為である
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって開発行為を行う場合で、一つ的人格（実施主体）として判断する
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する
実施時期	開発行為の時期が重複する。個々の開発行為の時期（発電事業の場合は、個々の設備の整備時期や送電線への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある
	前の開発行為は終了し、引き続き開発行為を行う
	前の開発行為は終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする
	時期の異なった開発行為であっても、全体計画の一部である
実施箇所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある
	開発行為によって、地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる
	水利用の実態からみて受益対象が同じである
	箇所の異なった開発行為であっても、審査基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする
	複数の事業者が連続して開発する場合で、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設等が共用となる、又は、負担区分上つながりがある

注) 以下の事例は、一体性があるものとして、全体計画で1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為は0.5ヘクタール）を超えるものは許可の対象となります。

### 1 小規模開発一般

同一人が、毎年、一定の離隔距離を置き個々の開発を1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為は0.5ヘクタール）以下で行うが、地形・水の流れから1つの集水区域内にあるもの。

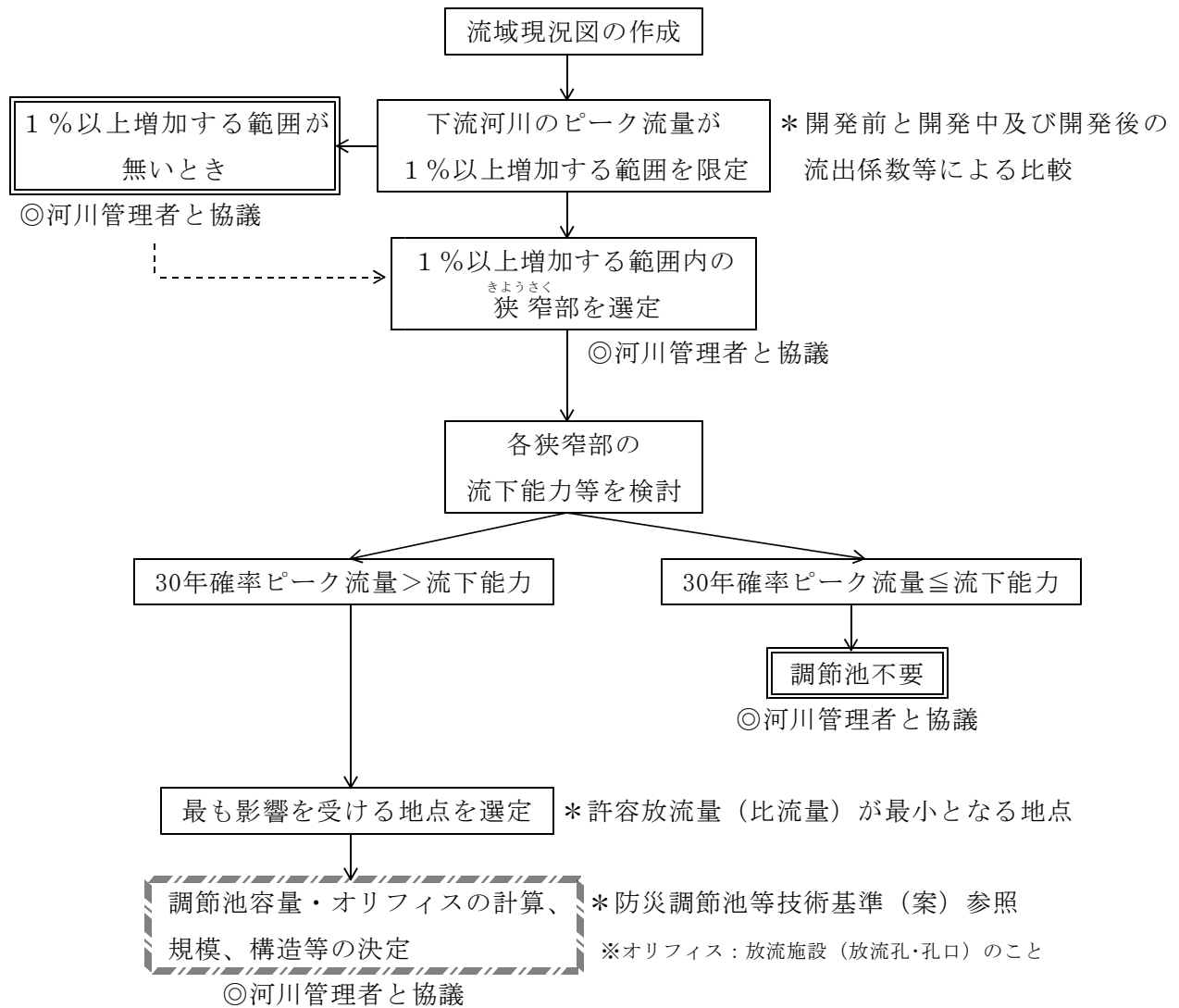
### 2 宅地造成

複数の森林所有者が、個々の所有する森林は1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為は0.5ヘクタール）以下であるが、各所有者が森林を提供しあい共同するもの。

### 3 別荘地の造成

基盤整備（進入路、区画路等、上下水道）は開発事業者が行い、分譲販売される区画（建物敷等以外を開発しない場合は建物敷等）の整備は購入者が個々に行うもの。

# 水害防止（審査基準第3関係）のための 洪水調節池等の計画手順



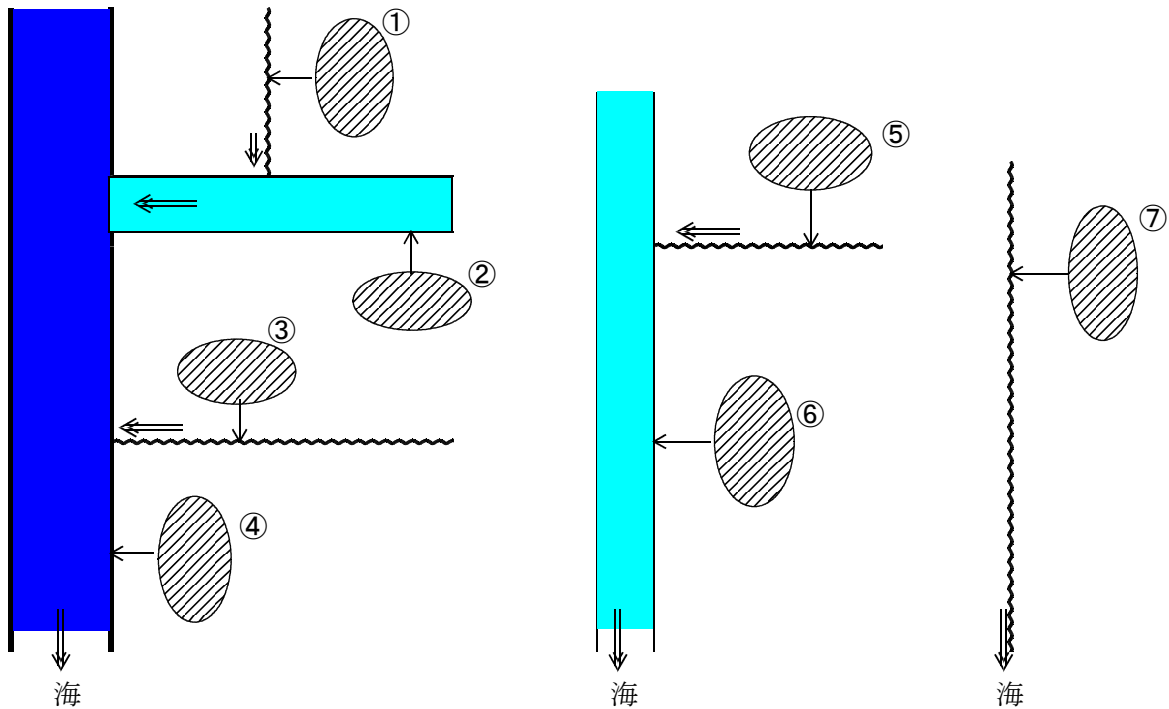
1) 河川以外における下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合にも、洪水調節池等の措置が必要です。（審査基準第2の7）







このため洪水調節池等は、水害防止のために不要であっても災害防止のために必要であったり、水害防止及び災害防止のいずれのためにも必要となる場合があることに留意してください。

2) 洪水調節池等の要否に関わらず、流出土砂防止対策は必要です。

# 治水協議の対象となる河川管理者について

【開発区域と河川の位置関係模式図】



	一級河川指定区間外 (国管理河川)		開発区域
	一級河川指定区間・二級河川 (北海道管理河川)		開発区域からの流出先
	普通河川・準用河川 (市町村管理河川)		河川の流水方向

【協議の対象となる河川管理者】

開発行為の図中番号	国（開発局）	総合振興局等 (建設管理部)	市町村（各担当課）
①	× <sup>(注)</sup>	○	○
②	× <sup>(注)</sup>	○	×
③	○	×	○
④	○	×	×
⑤	×	○	○
⑥	×	○	×
⑦	×	×	○

○ : 原則として協議を実施する。

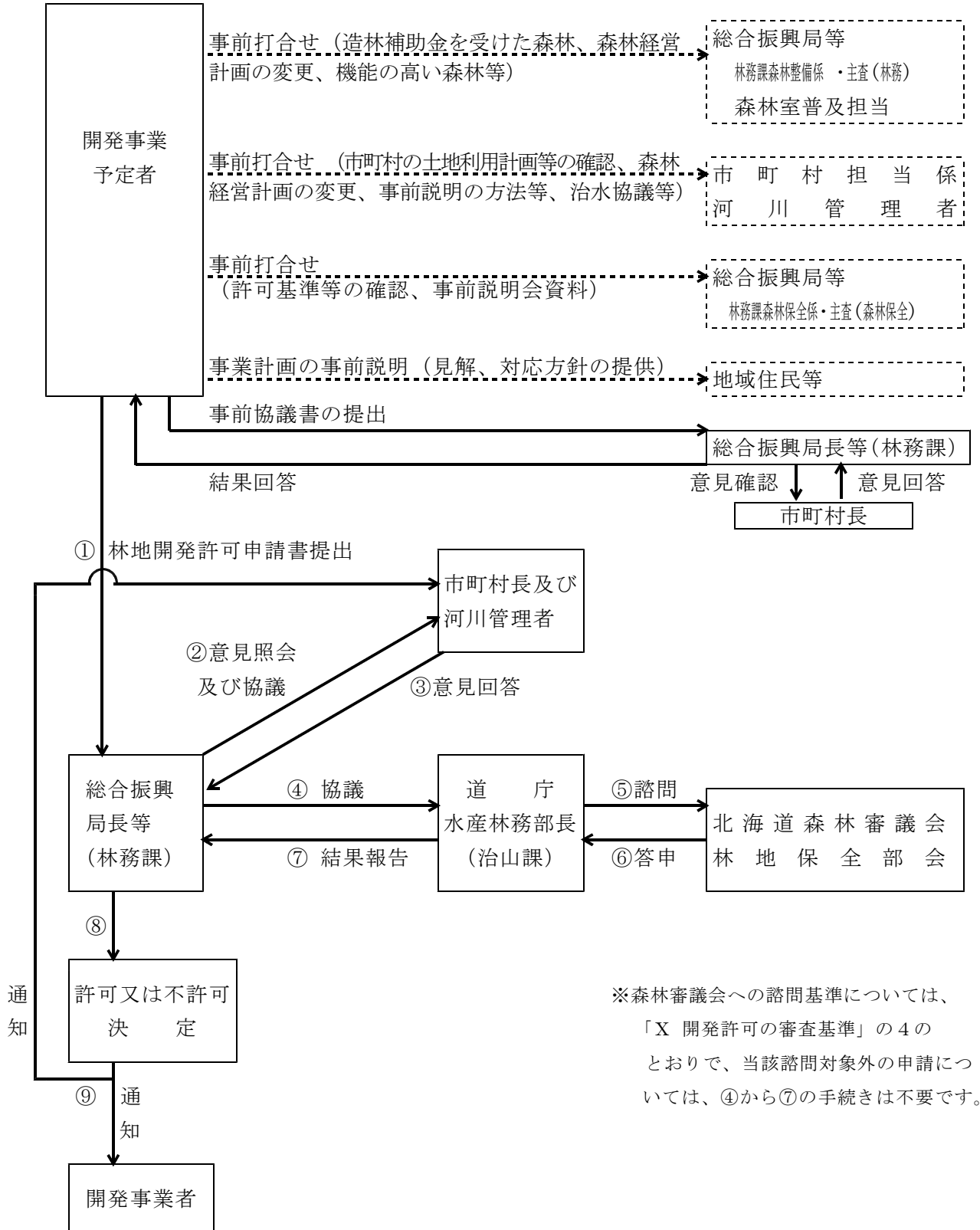
× : 原則として協議しない。

×<sup>(注)</sup> : 原則として協議しないが、河川管理者から依頼を受けた区域等については協議を実施する。

## 5 許可、不許可の決定までの手順

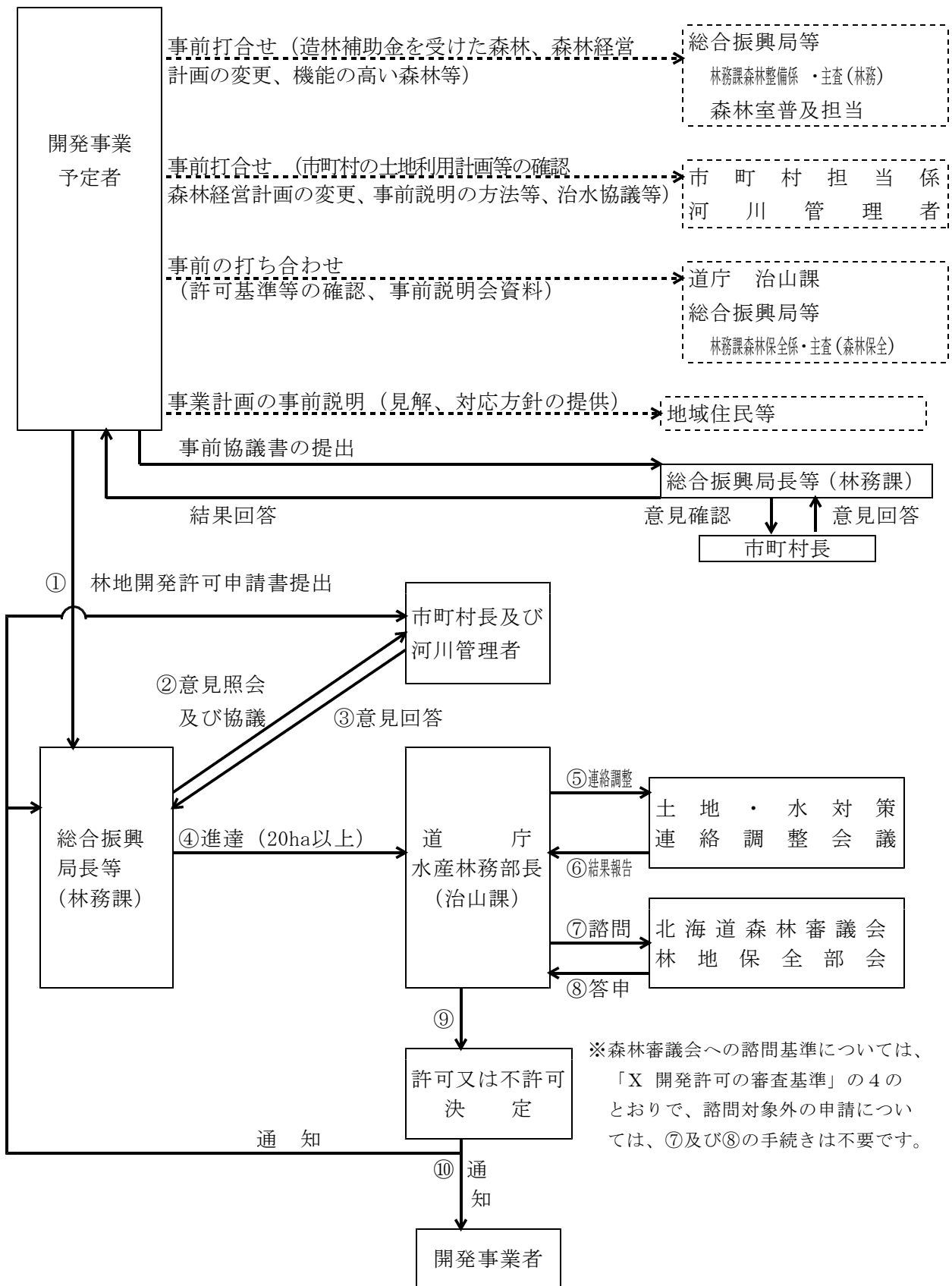
開発計画を立てるときから許可又は不許可の決定までの手順は、次のようになっています。

[20ヘクタール未満の開発行為]



※森林審議会への諮問基準については、「X 開発許可の審査基準」の4のとおりで、当該諮問対象外の申請については、④から⑦の手続きは不要です。

[20ヘクタール以上の開発行為]



### Ⅲ 開発行為の要件（審査される主な内容）

開発行為の許可は、許可申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行われます。

#### 1 一般的な事項

- (1) 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
  - ① 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
  - ② 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
  - ③ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は北海道環境影響評価条例（平成10年10月26日条例第42号）に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
  - ④ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

なお、防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等、当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

ア 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

イ 上記が困難な場合には、申請時に、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。
- (2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のために必要最小限度の面積で計画されていること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを考慮して決められたものであること）が明らかであること。
- (3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部について、許可の申請をする場合は、全体計画との関連が明らかであること。
- (4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
- (5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。

- (6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことがないように、適切な配慮がなされていること。
- (7) 開発行為をしようとする事業区域（開発行為に係る森林の土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連するものの区域をいう。以下同じ）内に残置し、又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

## 2 災害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号関係事項）

- (1) 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さ等からみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設（水路工・暗渠工）の設置、その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
- (5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
- (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 3 水害の防止に関する事項（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）

開発行為をする森林の現に有する水害防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 4 水の確保に関する事項（法第10条の2第2項第2号関係事項）

- (1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するために必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 5 環境の保全に関する事項（法第10条の2第2項第3号関係事項）

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた森林の造成が行われることが明らかであること。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。



## IV 許可制の適用除外

### 1 許可制が適用されない場合

次の場合には、林地開発行為の許可制は適用されません。

- ① 国又は地方公共団体が行う場合
- ② 火災、風水害、その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- ③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

なお、開発計画地等に造林事業補助金等を受けて整備された森林が含まれているときは、補助金相当額の返還又は返還の減免の手続きが必要となる場合がありますので、事前に総合振興局等林務課に確認してください。

### 2 国又は地方公共団体とみなされる独立行政法人・公社など

独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、国又は地方公共団体とみなされます。

### 3 省令で定める事業

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- (6) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第2章の規定により設立された港湾局が行う事業（(7)に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）

る。)の用に供する施設

- (10) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- (15) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- (16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- (17) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- (18) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

## V 許可申請書及び添付図書の作成について

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項
1	林地開発許可申請書（省令第4条の申請書の様式）	農林省告示第851号（昭和37年7月2日） [最終改正] 農林水産省告示第1493号（令和4年9月30日）に定められている様式とする。
2	計画概要書（様式第1号）	<p>1 該当する事項は各欄に簡潔に記入し、該当しない場合は、その欄を棒線で抹消すること。</p> <p>2 「開発行為の目的」は、次の区分に従い記入すること。</p> <p>(1) 別荘地の造成</p> <p>(2) スキー場の造成</p> <p>(3) ゴルフ場の造成</p> <p>(4) 宿泊施設の設置</p> <p>(5) レジャー施設の設置</p> <p>(6) 工場の設置</p> <p>(7) 事業場の設置</p> <p>(8) 住宅団地の造成</p> <p>(9) 土石等の採掘</p> <p>(10) 太陽光発電設備の設置</p> <p>(11) 農用地の造成</p> <p>(12) 道路の新設又は改築</p> <p>注1 開発行為の目的が、別荘地の造成、スキー場の造成、ゴルフ場の造成、宿泊施設の設置、レジャー施設の設置のうち2以上の目的を含むときは、「複合レジャー施設の設置」と記入し、括弧書きで設置する主な施設の名称を記入すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">上記にない開発行為の目的については、「その他」と記入し、括弧書きで具体的な事業内容を記入すること。</p> <p>注2 開発行為の目的が2以上ある場合については、林地開発担当者に相談してください。</p> <p>3 「開発区域面積」の各用語については、次のとおりとする。</p> <p>① 「開発行為をしようとする事業区域面積」 開発事業予定者が開発事業に関して権利を有している区域で、地域森林計画の対象となっていない（森林以外）土地も含む全体の面積</p> <p>※ ただし、売り払いや占有許可等を受けていない河川敷地等は、区域に含めることはできない</p> <p>② 「開発行為に係る事業区域面積」 上記①のうち、土地の形質を変更する区域の面積</p> <p>③ 「開発行為をしようとする森林の土地の面積」 上記①のうち、地域森林計画の対象となっている民有林の土地の面積</p> <p>④ 「開発行為に係る森林の土地の面積」 上記③のうち、土地の形質を変更する森林の土地の面積</p>

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項
2	計画概要書 (様式第1号)	<p>(参考図)</p> <p>1 開発行為をしようとする事業区域面積 (A)  <math>= a + b + c + d + e + f + g + h + i + j + k</math></p> <p>2 開発行為に係る事業区域面積 (B)  <math>= a + b + c + d</math></p> <p>3 開発行為をしようとする森林の土地の面積 (C)  <math>= a + c + e + f + g + h</math></p> <p>4 開発行為に係る森林の土地の面積 (D)  <math>= a + c</math></p> <p>5 「残置森林」(E)        開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質の変更を行わない区域  <math>= e + f + g + h</math></p> <p>6 「造林」        開発行為をしようとする事業区域内で、土地の形質の変更を行わずに植栽する区域  <math>= g + j</math></p> <p>7 「造成森林」        開発行為に係る事業区域内で一時的に土地の形質の変更を行い、その後、植栽により森林を造成する区域  <math>= c + d</math></p>

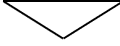
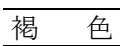

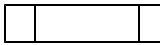

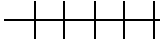

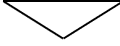
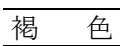

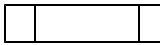

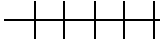

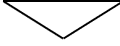
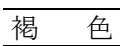

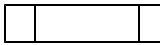

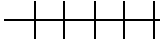

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項				
3	土地利用計画書 (様式第2号)	<p>開発行為をしようとする事業区域面積を、森林（地域森林計画対象地）と森林以外（地域森林計画対象地外）に分けるとともに、開発行為に係る区域と残置する区域を各土地利用区分別にして面積を記入すること。</p> <p>残置森林等の計算について</p> <p><b>開発をしようとする森林の土地の面積（C）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— [土地の形質を変更する区域]（D）</li> <li>— 森林以外の目的に転用する面積（a）</li> <li>— 森林内の造成森林の面積（c）</li> <li>— [残置する区域]（E）</li> <li>— 16年生以上の森林の土地の面積（e）</li> <li>— 15年生以下の森林の土地の面積（f）（g・hを除く）</li> <li>— 無立木地に造林する森林の土地の面積（g）</li> <li>— 無立木地のまま残置する森林の土地の面積（h）</li> </ul> <p><b>森林以外に開発行為をしようとする事業区域面積（F）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— [土地の形質を変更する区域]（G）</li> <li>— 森林以外の目的に利用する面積（b）</li> <li>— 森林以外の造成森林の面積（d）</li> <li>— [残置する区域]（H）</li> <li>— 森林以外の立木地面積（i）</li> <li>— 森林以外の無立木地に造林する面積（j）</li> <li>— 森林以外の無立木地の残置する面積（k）</li> </ul> <p><b>残置森林率</b> = <math>(e + g) / C \times 100(\%)</math></p> <p><b>森林率</b> = <math>(c + d + e + f + g + h + i + j) / C \times 100(\%)</math></p> <p><b>現状のまま残す森林の割合</b> = <math>(e + f + g + h) / C \times 100(\%)</math></p> <p>* 林齢は森林調査簿によること。ただし、必要に応じて申請時点の林齢に換算して整合性を持たせること。（林齢は、1月1日に1年加算されます）</p>				
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">求積表</td> <td style="width: 100px;">森林内 (様式第3-1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林外 (様式第3-2号)</td> </tr> </table>	求積表	森林内 (様式第3-1号)		森林外 (様式第3-2号)	<p>地域森林計画の対象地内における、地番ごと、林小班ごとに開発行為をしようとする森林の土地の面積、開発行為に係る森林の土地の面積（土地利用の区分別）、残置又は造成する森林等の面積を記入すること。</p> <p>地域森林計画の対象地外における、地番ごとに開発行為をしようとする土地の面積、開発行為に係る土地の面積（土地利用の区分別）、残置又は造成する区域面積等の面積を記入すること。</p>
求積表	森林内 (様式第3-1号)					
	森林外 (様式第3-2号)					
5	森林現況表 (様式第4号)	林小班ごとに林況等を整理し、開発行為をしようとする森林の土地の面積及び開発行為に係る森林の土地の面積等を記入すること。				
6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">土地権利一覽係表</td> <td style="width: 100px;">森林内 (様式第5-1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林外 (様式第5-2号)</td> </tr> </table>	土地権利一覽係表	森林内 (様式第5-1号)		森林外 (様式第5-2号)	<p>地域森林計画の対象地内における、地番ごとの「開発行為をしようとする森林の土地の面積」及び「開発行為に係る森林の土地の面積」を記入して、土地権利関係等を整理すること。</p> <p>地域森林計画の対象地外における、地番ごとの「開発行為をしようとする事業区域面積」及び「開発行為に係る事業区域面積」を記入して、土地権利関係等を整理すること。</p>
土地権利一覽係表	森林内 (様式第5-1号)					
	森林外 (様式第5-2号)					
7	資金計画書 (様式第6号)	<p>開発行為の実施に必要な資金の調達方法が明らかにされ、判断できる次の資料を添付すること。</p> <p>1 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等</p>				

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項
7	資金計画書 (様式第6号)	資金の調達方法に応じ添付する。 2 法人の資本系列、取引対象等が明らかな資料 3 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務や経営状況を確認できる資料
8	年度別資金計画書 (様式第7号)	開発行為の年度別資金計画を明らかにし、かつ事業の工程と整合していること。
9	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	開発行為の施工者（申請者自身が施工する場合も含む。）の信用及び資力については、次の資料を添付すること。 1 建設業法許可書（土木工事）等 2 事業経歴書 3 預金残高証明書（防災施設施工分として） 4 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員、技術者名等） 5 林地開発に係る施工実績を示す書類 ※申請時において開発行為の施工者が確定していない場合は、着手前に提出することを誓約する書類に代える。
10	残置森林等及び防災施設の維持管理計画書 (様式第8号)	次の事項を具体的に記載すること 1 残置する森林の地番、面積及び維持・管理の方法 2 造成する森林の地番、面積、植栽樹種及び植栽本数並びに維持管理の方法 3 造林する森林の地番、面積、植栽樹種及び植栽本数並びに維持管理の方法 4 防災施設の地番、面積及び維持・管理の方法
11	工程表 (様式第9号)	開発行為実施のための工程（仮設含む）を具体的に示すこと。 1 全体計画が掌握できること（工区分けしたときは、その工区ごとの計画に分けて記載すること）。 2 主な工事ごとに具体的に記入すること。 3 準備期間、後片づけ期間等も記入すること。 4 防災施設工事とその他工事との関係がわかるよう具体的に表示すること。
12	開発行為施行の同意書 (様式第10号)	開発行為をしようとする事業区域に権利を有する者の同意を得ていること。
13	他法令の手續状況 (様式第11号)	開発行為において他法令に基づく許可、認可、協定等を必要とする場合は、それらの手續状況が明らかになっていること。 1 許可、認可済みの場合は、その証書の写しを添付すること。 2 手續中の場合は、申請書の写しを添付すること。 3 協議等の場合は、関係機関等との協議記録の写し又は関係機関の意見書を添付すること。
14	残置森林等の維持・管理に関する協定書	残置森林について、開発中及び開発後も適正な維持管理が行われることを明らかにするため、開発事業予定者は開発行為をしようとする森林の土地に係る市町村長等との協定を結ぶこと。 (参考第1号を参照)
15	地域住民等への説明結果概要書 (様式第13-2号)	1 地域住民等への説明に係る関係市町村長の意向、地域住民等への説明状況、地域住民等からの意見又は要望、当該意見等に対する申請者の見解や対応方針等を記載すること。 2 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の法令等による許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等の定めにより地域住民等への周知等が行われ、審査基準第1の6の要件を満たすと認められる場合は、「地域住民等への説明結果概要書」に替え、当該許認可等が定める書類の写しを添付すること。

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項																												
16	環境保全に関する協定書	開発行為に伴い、騒音、粉じん、交通等において、周辺地域の生活環境等に影響のあるものは、開発事業予定者は開発行為をしようとする森林の土地に係る市町村長等との協定を結ぶこと。 (参考第2号を参照)																												
17	現況写真	1 開発行為をしようとする事業区域の全体計画が明らかになるよう撮影すること。 2 開発行為をしようとする事業区域の地形、林況及び周辺の状況が明らかになるよう撮影すること（特に主要な防災施設付近の地形等が明らかなこと）。 3 写真の撮影位置及び方向を土地利用計画図に記入すること。																												
18	土地の登記事項証明書	開発行為をしようとする事業区域の土地の権利関係を明確にするために添付すること。																												
19	法人の登記事項証明書等、事業経歴書、定款（法人の場合）	開発事業予定者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票等の写し。																												
20	位置図	1 縮尺1/50,000以上の国土地理院発行の地形図を原則とする。 2 開発行為をしようとする事業区域を赤色の実線で記入するとともに、区域の内部を赤で塗ること。 3 主要道路、JR線及び河川の名称並びに排水先の河川への経路も併せて記載すること。																												
21	区域図	1 開発行為をしようとする事業区域及び開発行為に係る事業区域を明らかにすること。 2 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の区域並びに林班及び小班を明らかにすること。 3 残置する森林の区域及び残置する森林のうち15年生以下の区域を明らかにすること。 4 1について、現地においても測量杭等で境界を明らかにすること。 5 市町村界、字界、地番界及び地番を記入すること。 6 縮尺1/5,000以上の図面とする。 7 凡例は下記によること（ただし、具体的に判別できるものはこれによらなくてもよい）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村界</td> <td>-----</td> <td>林班界</td> <td>●●●●</td> </tr> <tr> <td>字界</td> <td>-----</td> <td>小班界</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>地番界</td> <td>——</td> <td>開発行為に係る森林の区域</td> <td>橙色</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事業区域</td> <td>—— (赤色)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建築物の位置</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>残置森林及び緑地</td> <td>緑色</td> </tr> </tbody> </table> </div>	凡		例		市町村界	-----	林班界	●●●●	字界	-----	小班界	——	地番界	——	開発行為に係る森林の区域	橙色			事業区域	—— (赤色)			建築物の位置	□			残置森林及び緑地	緑色
凡		例																												
市町村界	-----	林班界	●●●●																											
字界	-----	小班界	——																											
地番界	——	開発行為に係る森林の区域	橙色																											
		事業区域	—— (赤色)																											
		建築物の位置	□																											
		残置森林及び緑地	緑色																											

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項
22	地番図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発行為をしようとする事業区域内の土地及び開発行為をしようとする事業区域に隣接する土地について、地番及び森林(土地)所有者を表示すること。</li> <li>2 縮尺は1/5,000以上とする。</li> </ol>
23	求積図及び求積計算書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地番ごと、林小班ごとに開発行為をしようとする森林の土地の区域、開発行為に係る森林の土地の区域(土地利用の区分が判別できるもの)、残置する森林(16年生以上、15年生以下、無立木地が判別できるもの)又は造成する森林等の区域を図面に記入し、面積を求めること。</li> <li>2 字名、地番、林班及び小班を記入すること。</li> <li>3 縮尺は1/5,000以上とする。</li> <li>4 求積計算の基礎資料を添付すること。</li> </ol>
24	現況図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発行為をしようとする事業区域及びその周辺の地形、標高及び林況(人工林、天然林、無立木地、その他の林地の状況)並びにその周辺地域の状況(農地、道路、人家、公共施設、河川、湖沼等)を明示すること。</li> <li>2 他法令等による規制区域を明らかにすること。</li> <li>3 縮尺は1/5,000以上とする。</li> </ol>
25	流域現況図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流域の地形及び土地利用状況を明示すること。</li> <li>2 河川の位置及び開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合は、それを明示すること。</li> </ol>
26	土地利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発行為に係る土地の区域(土地利用計画書の利用区分が判別できるもの)並びに地形及び標高を明示すること。</li> <li>2 切土、盛土、捨土、その他開発行為の形態別施工区域の位置及び法面位置を明示すること。</li> <li>3 施設又は工作物の種類ごとの位置を明示すること。</li> <li>4 残置森林及び造成森林等の区域を明示すること。</li> <li>5 全体計画を工区分けしたときは、その工区ごとに色分けする等により表示すること。</li> <li>6 縦断及び横断の測点及び測線を記入すること。</li> </ol>
27	法面の断面図及び土量計算書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工前の地盤面、法面の高さ、勾配、土質、法面保護の方法等を記入すること。</li> <li>2 縮尺は1/1,000とする。</li> </ol>
28	防災施設の配置図(仮設の施設含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災施設の位置、種類、数量等を記入すること。</li> <li>2 全体計画を工区分けしたときは、その工区ごとに色分けする等により表示すること。</li> <li>3 流出量計算の根拠となる集水区域の地形及び土地利用状況並びに土地利用計画等を明らかにすること。</li> <li>4 他の工事に先行して施工する防災施設を流域ごと又は設定工区ごとに区分して表示すること。</li> <li>5 縮尺は1/5,000以上とする。</li> <li>6 凡例は、下記に準じて記入すること。</li> </ol>



編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項																												
28	<b>防災施設の配置図</b> (仮設の施設含む)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡</th> <th colspan="2">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ダム</td> <td></td> <td>水路工</td> <td>V型 300</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td></td> <td>暗渠工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土留工</td> <td></td> <td>埋設工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柵工</td> <td></td> <td>緑化工事</td> <td>淡緑色</td> </tr> <tr> <td>植栽工</td> <td></td> <td>切土工</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>盛土工</td> <td>桃色</td> </tr> </tbody> </table>	凡		例		防災ダム		水路工	V型 300	道路		暗渠工		土留工		埋設工		柵工		緑化工事	淡緑色	植栽工		切土工	黄色			盛土工	桃色
凡		例																												
防災ダム		水路工	V型 300																											
道路		暗渠工																												
土留工		埋設工																												
柵工		緑化工事	淡緑色																											
植栽工		切土工	黄色																											
		盛土工	桃色																											
29	<b>防災施設の設計図及び数量計算書</b> (仮設の施設含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>土砂の流出量</b> 各施設ごとに別表1「流出土砂貯留施設計画計算表」により土砂流出量を算出すること。</li> <li>2 <b>切土、盛土及び捨土</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 切土、盛土及び捨土区域を表示した平面図と土砂移動の量と方向等を示したベクトル図等を作成すること。</li> <li>(2) 縦横断図等に基づき土量計算を行い、その計算基礎資料を添付すること。</li> </ol> </li> <li>3 <b>擁壁、土留工及びダム工</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 構造図(正面、平面、側面図)、設置箇所の平面図及び縦断図を作成すること。</li> <li>(2) 安定計算表又は標準デザインマニュアル等による場合は、それらの採用基礎を明らかにすること。</li> <li>(3) 水抜、放水路及び基礎工事等の具体的な構造を示すこと。</li> </ol> </li> <li>4 <b>法面保護工及び植栽工</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法面保護工の工種、数量、施行位置等が明らかとなった平面図等を作成すること。</li> <li>(2) 構造等は、標準図を作成すること(正面、平面、側面図等)。</li> <li>(3) 植栽工は、植栽位置を平面図に示すこと。</li> <li>(4) 植栽本数(ha当り)、樹種、施肥、客土量等を明らかにした標準図(模式図)を作成すること。</li> </ol> </li> <li>5 <b>沈砂池等</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 構造、規模及び設置位置を平面図等で明らかにすること。</li> <li>(2) 貯砂量の算定基礎、浚渫計画及び安定度等の検討資料を添付すること。</li> </ol> </li> <li>6 <b>柵工</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置位置を平面図等で明らかにすること。</li> <li>(2) 標準図を作成すること。</li> </ol> </li> </ol>																												

編纂順序	図書の種類	作成上の留意事項
29	防災施設の設計図及び数量計算書 (仮設の施設含む)	<p>7 排水施設</p> <p>(1) 洪水調節池等</p> <p>ア 構造図（正面、平面、側面図）、設置箇所の平面図及び縦横断面図を作成すること。</p> <p>イ 調節容量等の算定基礎資料を添付すること。</p> <p>ウ 洪水調節池等について、その要否、許容放流量、諸元等の検討結果一覧表（別表3「洪水調節池等の検討結果とりまとめ表」）を添付すること。</p> <p>(2) 水路工、管渠工及び暗渠工</p> <p>ア 施設位置を平面図で明らかにすること。</p> <p>イ 集水区域ごとに排水断面の算定基礎資料（別表2「流出計算表」）を添付すること。</p> <p>ウ 工種、種別、数量を別表等で整理し、全体工事量を明らかにすること。</p> <p>エ 工種、種別ごとに標準構造図を作成すること。</p> <p>オ 排水勾配を図面等で明らかにすること。</p> <p>8 縦横断面図、溪床縦横断面図等</p> <p>(1) 防災施設の配置図と同じ縮尺の縦断面図及び横断面図を作成すること。</p> <p>ただし、地形及び防災施設の配置等を具体的に検討できる図面が必要な場合は、別途拡大した図面を作成すること。</p> <p>(2) 地形がおおむね平坦で、土砂の移動を行わない場合は、平均的な縦断面図を作成すること。</p> <p>(3) 土砂を移動する場合は、切土、盛土又は捨土が生じる部分の土砂移動量を算出できる縦横断面図を作成すること。</p> <p>(4) 切土、盛土又は捨土部分等に法面の安定を図るため柵工、擁壁、法面保護工等を設ける場合は、その施設を設置する箇所の最大断面図を作成すること。</p>
30	建築物等の概要図	<p>開発行為に係る建築物の概要図として次のものを添付すること。</p> <p>1 平面図、正面図、側面図等</p> <p>2 基礎工事等で、土地の形質を変更する部分の構造を具体的に示した図面</p>
31	工事仕様書	一般仕様書及び特記仕様書を添付すること。
32	設計説明書	設計方針を記載した書面及び安定計算書を添付すること。
33	その他必要な事項	<p>1 図面は、次の項目を明示したタイトルボックスを記すこと。</p> <p>(1) 図面等の名称</p> <p>(2) 事業名</p> <p>(3) 工事箇所</p> <p>(4) 設計者及び会社名</p> <p>(5) 縮尺</p> <p>(6) 図面番号</p> <p>(7) 事業所名等</p> <p>2 平面図には方位を記すこと。</p> <p>3 図面は凡例等を記入し、見やすく作成すること。</p> <p>4 区域図、求積図、現況図、土地利用計画図、防災施設の配置図等で、計画内容が明確に記入できる場合は、適宜これらを兼ねた図面としてもよい。</p>

※ 許可申請書及び添付書類（登記事項証明書、図面等を除く。）は、電子メールにより送信して提出することができますので、あらかじめ事務担当者に提出先の電子メールアドレスを確認してください。

## VI 開発目的別の残置又は造成する森林の割合と配置

開発行為の目的に応じて残置又は造成する森林の割合、配置等が定められています。

なお、26ページ以降に事例を掲載していますので、参考にしてください。

### 1 開発目的別の残置又は造成する森林の割合と配置の審査基準

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、グレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね60パーセント以上 (現状のまま残す森林の率をおおむね50パーセント以上、残置森林率はおおむね40パーセント以上)とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上 (残置森林率はおおむね40パーセント以上)とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。(緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘	/	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント以上)とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

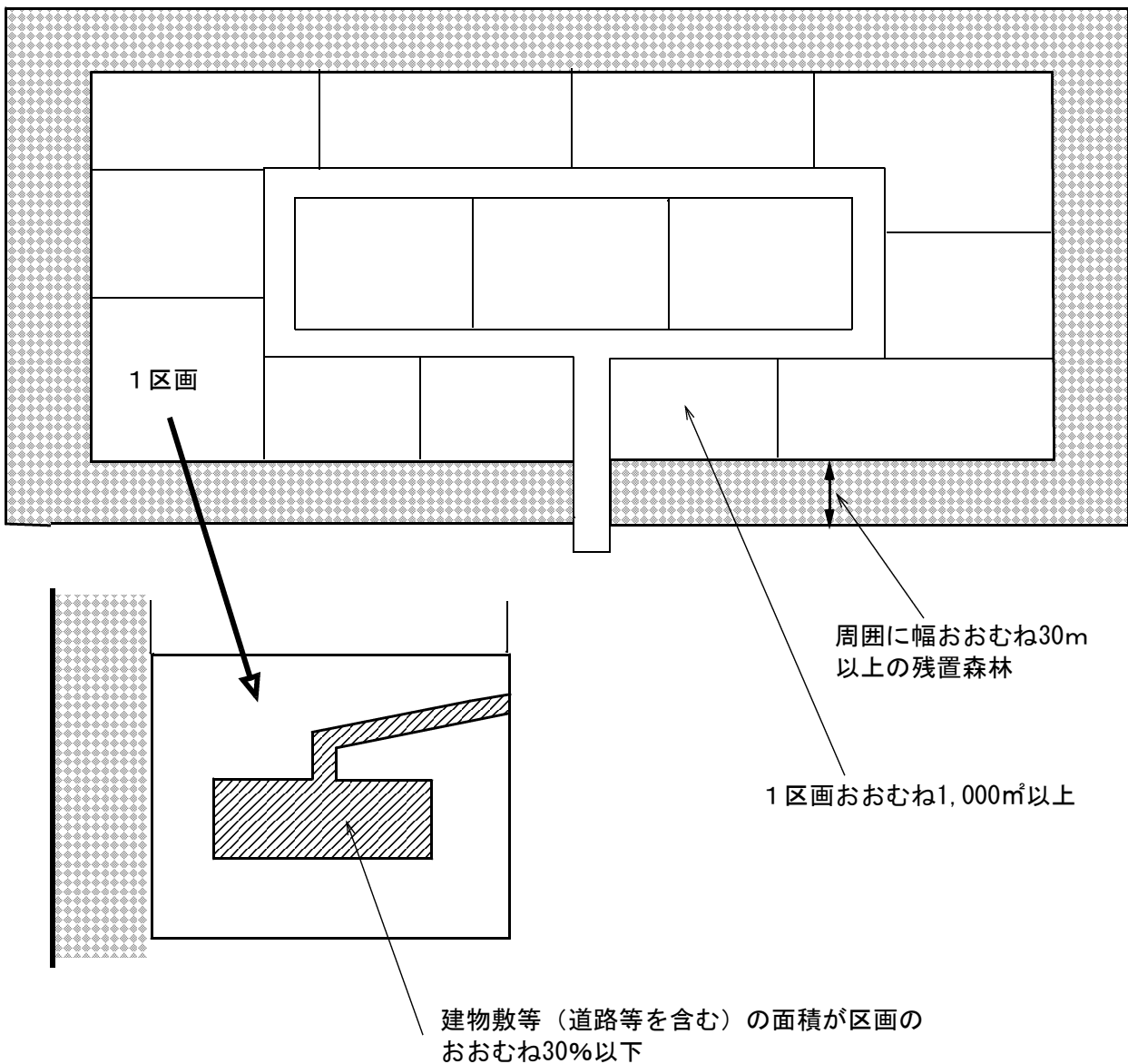
※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。

## 2 残置森林等の配置の参考事例

### 別荘地の造成

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。

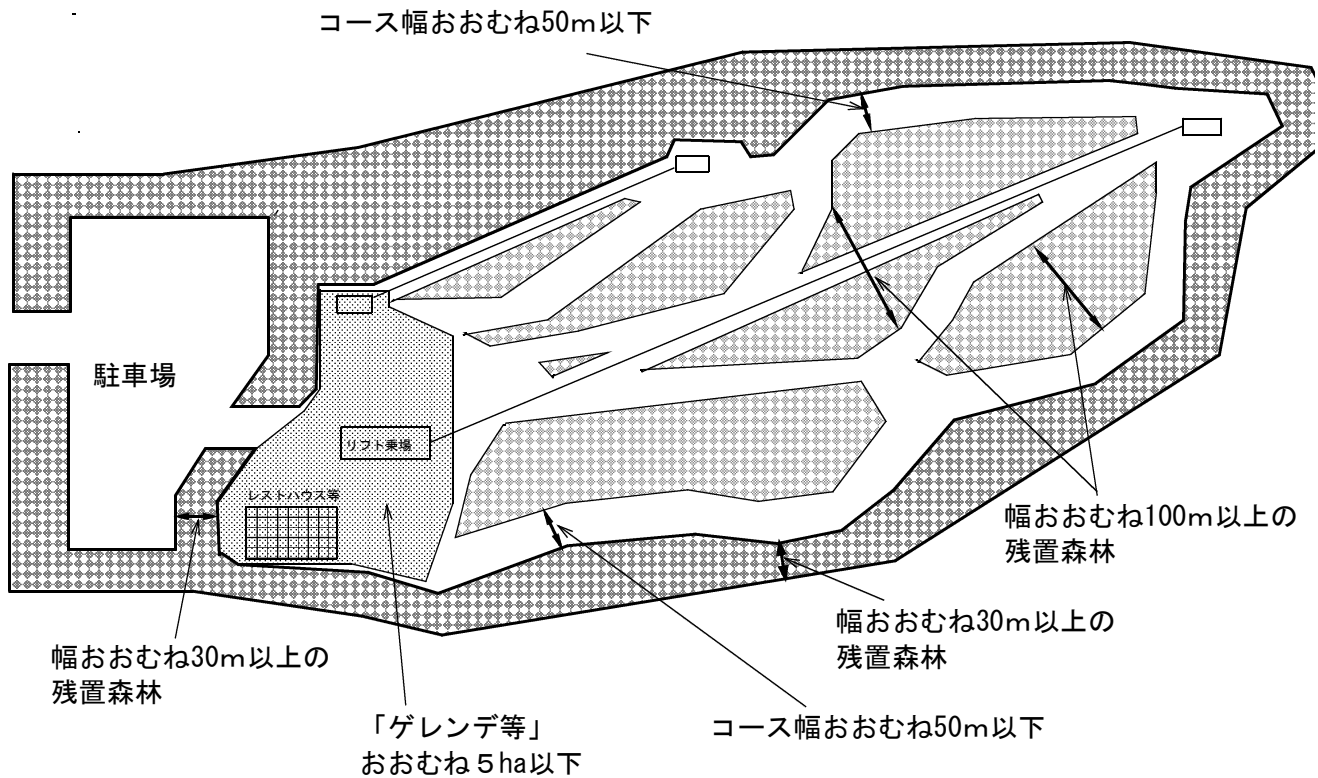
※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。



# スキー場の造成

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。

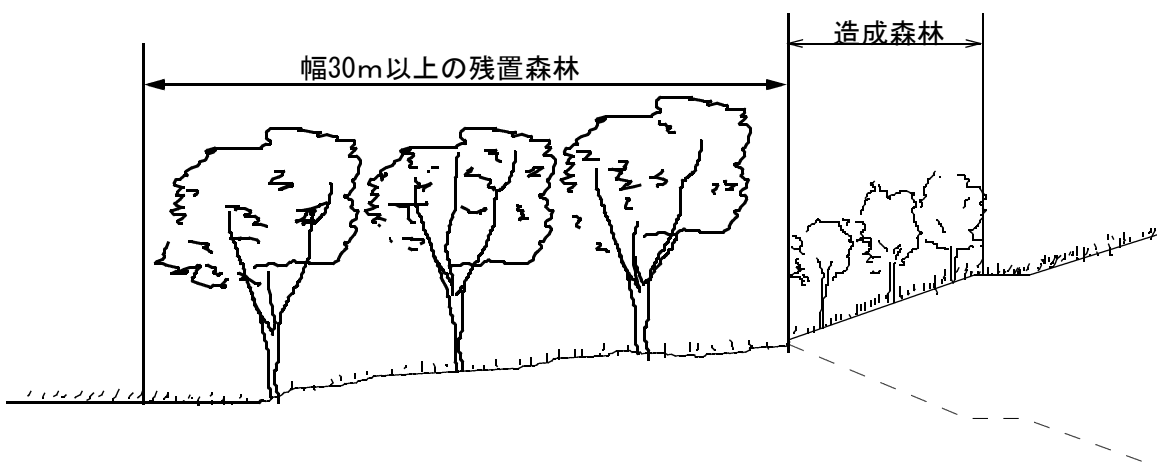
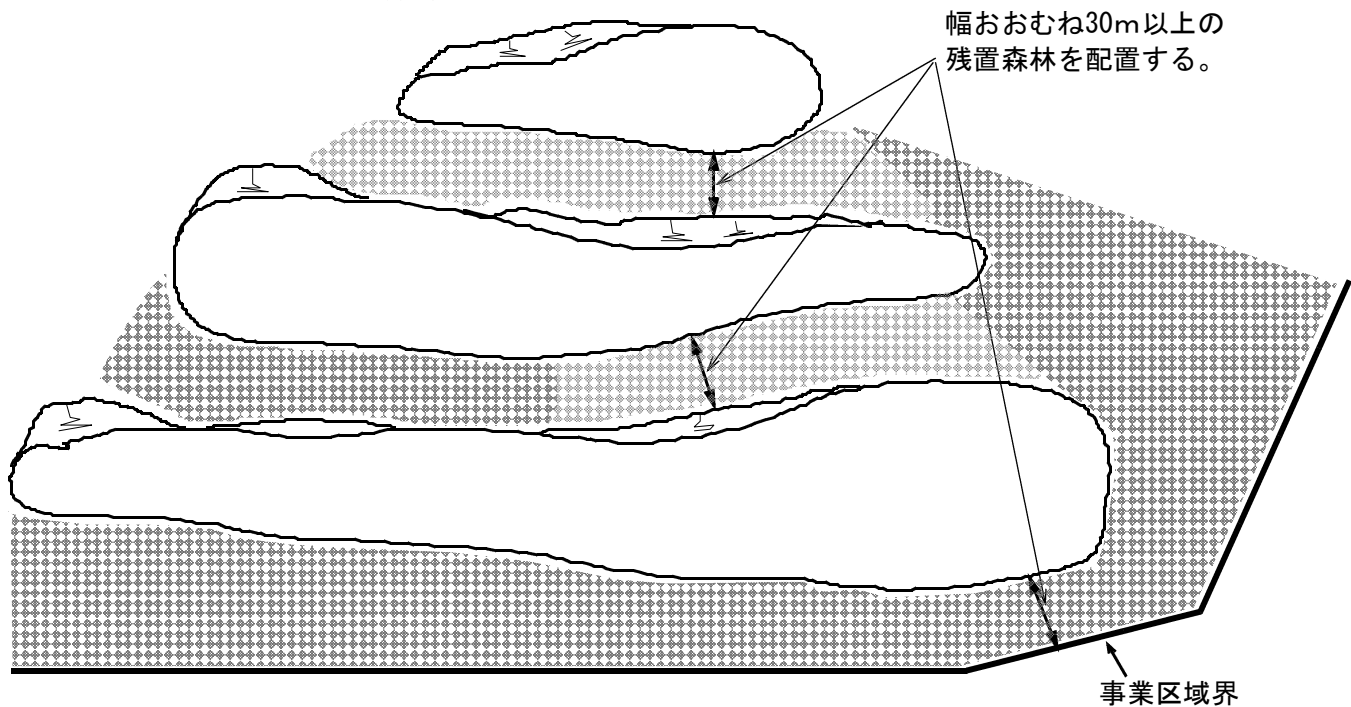


(注) 「ゲレンデ等」とは滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

# ゴルフ場の造成

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
森林率はおおむね60パーセント以上（現状のまま残す森林の率をおおむね50パーセント以上、残置森林率をおおむね40パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林を配置する。</li> </ol>

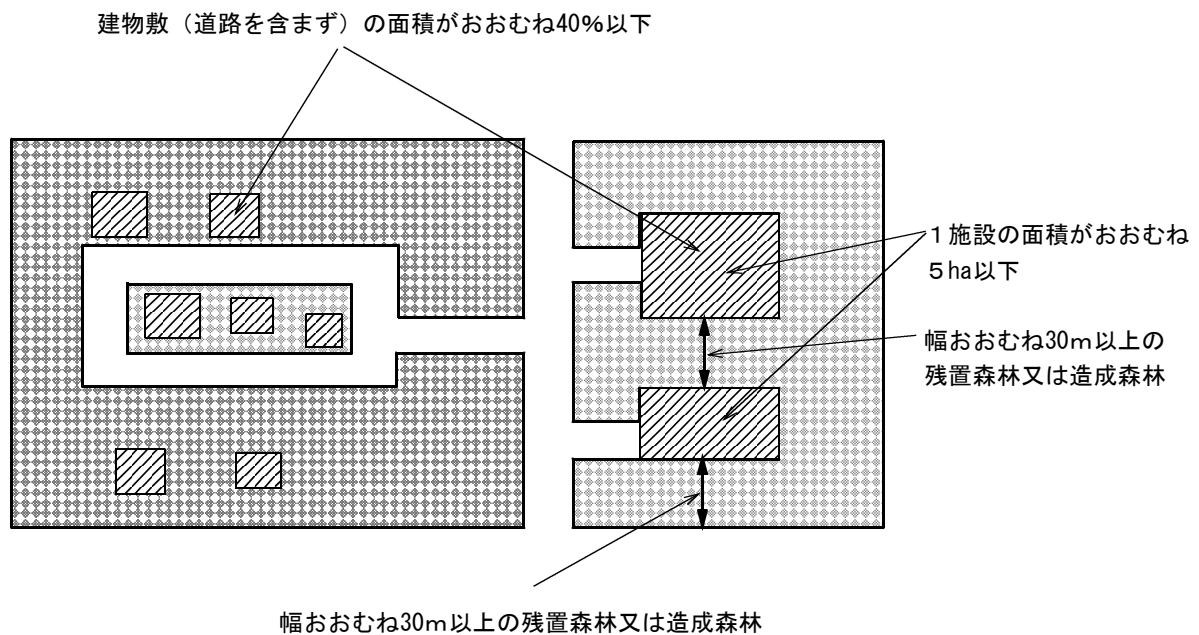
※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。



## 宿泊施設、レジャー施設の設置

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率おおむね40パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当りの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。



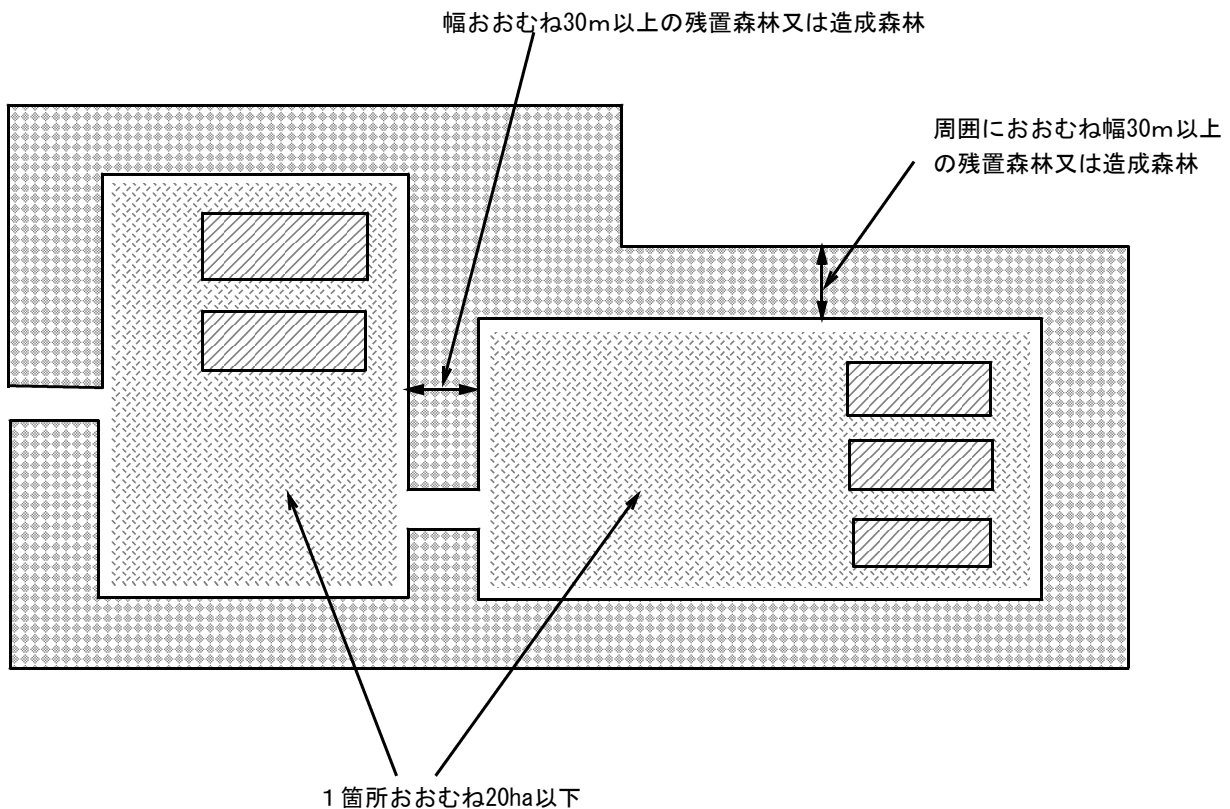


## 工場、事業場の設置

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。

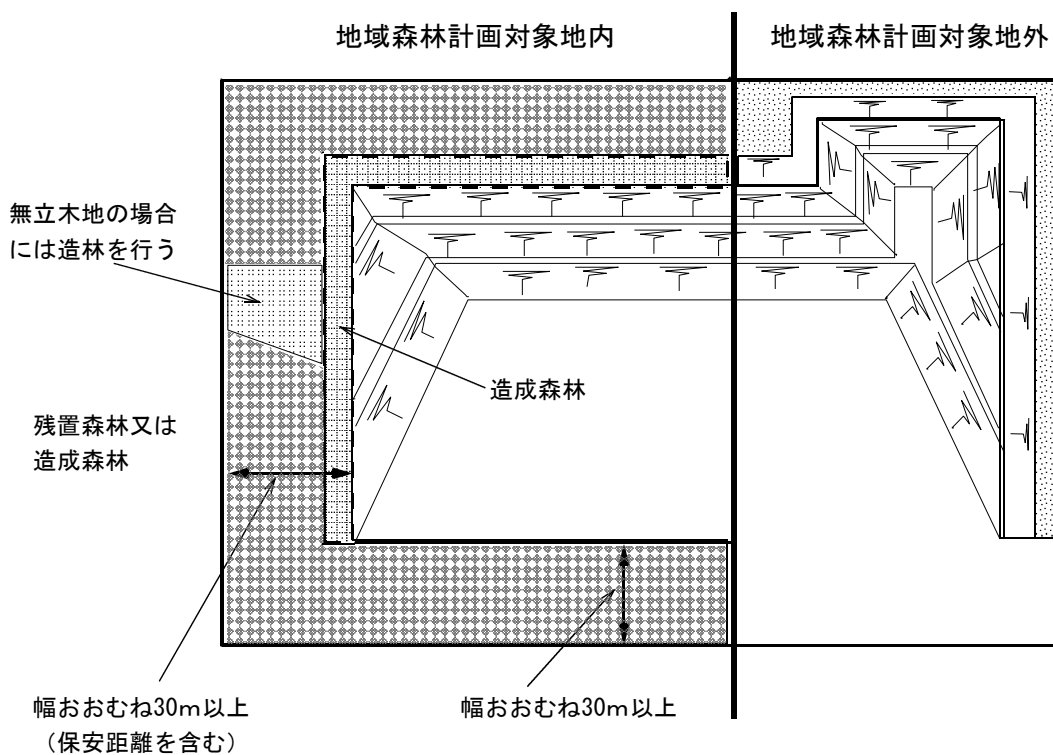
### 〔 20ha以上の場合 〕



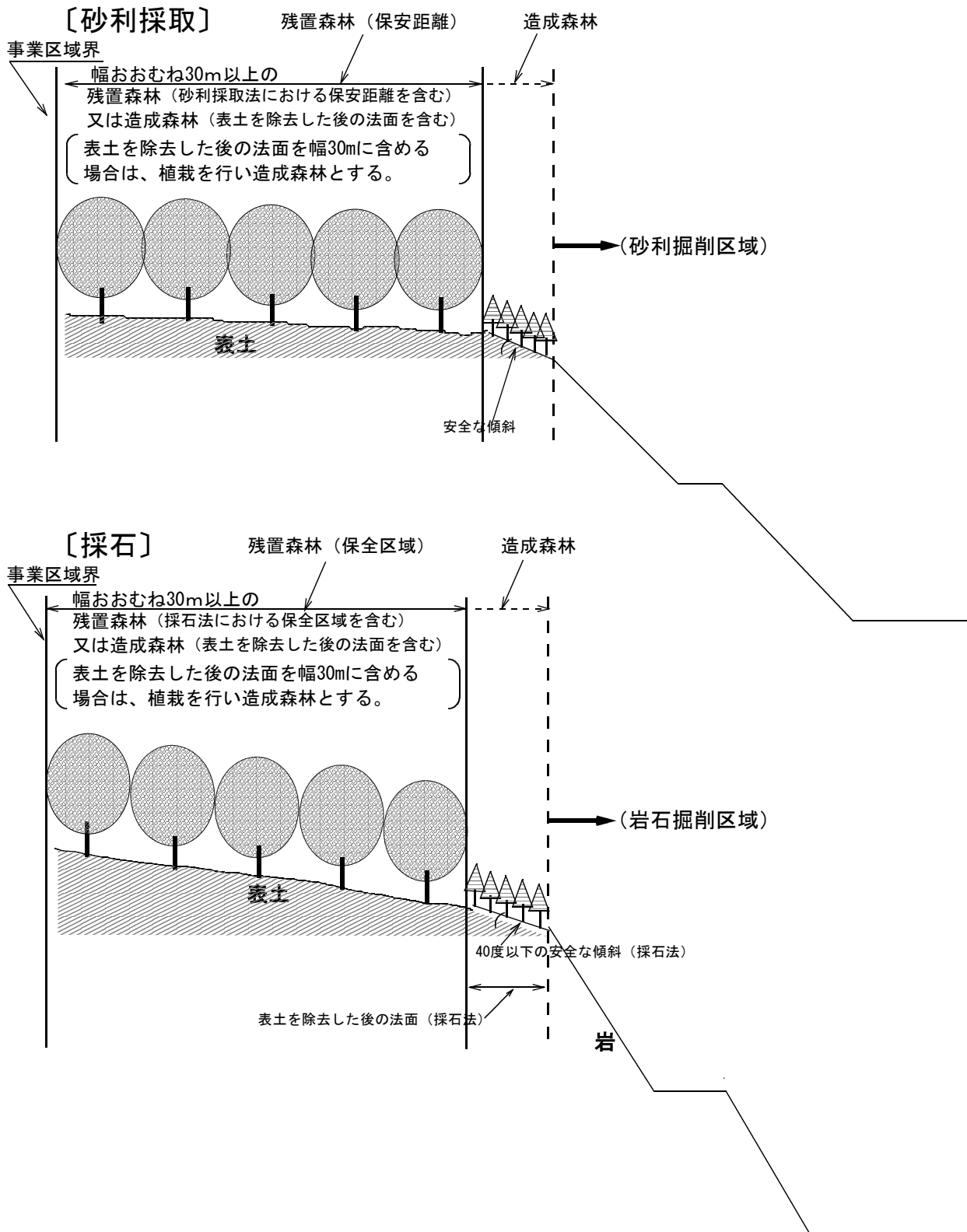
## 土石等の採掘

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ol>

※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。



# 土石の採取（保安距離、保全区域の取扱いについて）



※ 森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。

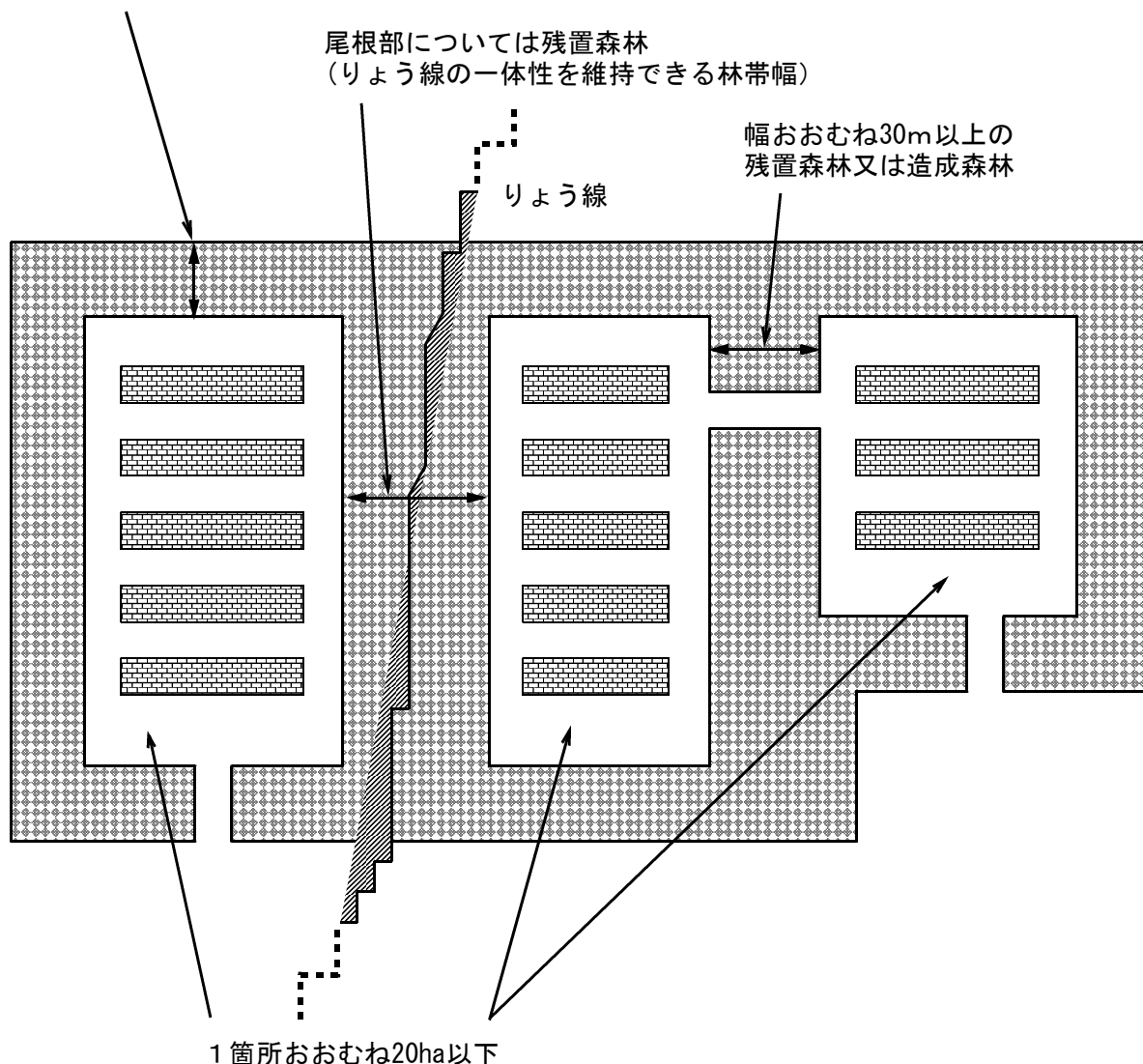
※ 造成森林は、苗木の活着が困難な状況が多いこと及び木が成長した後、法頭に荷重がかかることも考慮したうえで、植栽することによって法面の保護が期待される場合に限る。

# 太陽光発電設備の設置

事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

## 〔 20ha以上の場合 〕

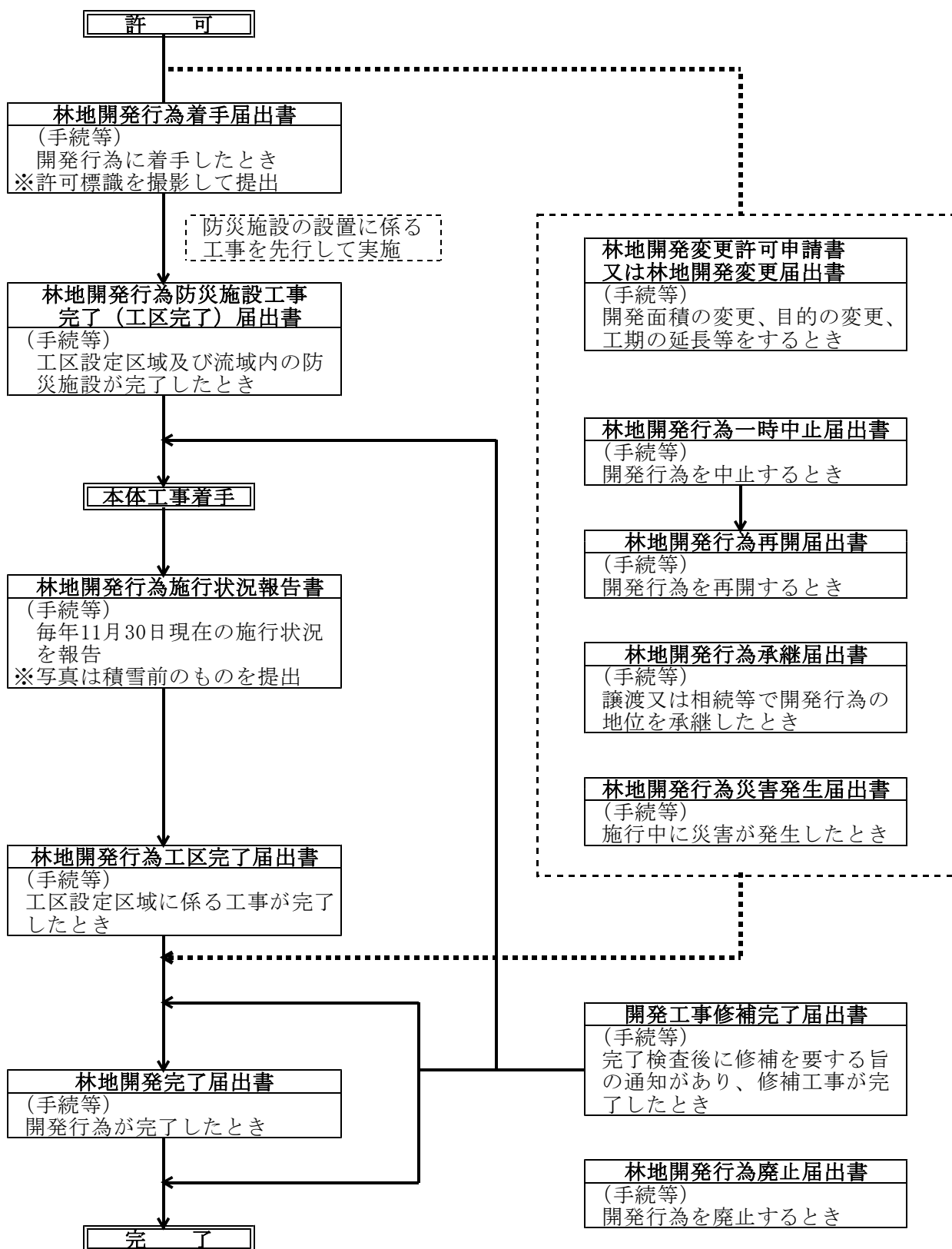
周囲におおむね幅30m以上の残置森林又は造成森林  
 (おおむね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)



## Ⅶ 許可された開発行為について

### 1 許可から完了までの流れ

許可を受けてから完了までの流れは、次のようになっています。手続きにあたっては、次の2から4の内容を確認して行ってください。



※ 各種届出書等（図面、写真等を除く。）は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができます。

## 2 次の各事項に留意して適切に開発を行ってください。

- (1) 許可の条件に従って施行してください。
- (2) 申請書及び申請書の添付図書に従って施行してください。
- (3) 北海道職員が施行状況に関する調査を行うときは、これに応じてください。
- (4) 開発工事に着手したときは、速やかに担当総合振興局又は振興局（以下「担当総合振興局等」という。）に「林地開発行為着手届出書」を提出してください。  
なお、20ha未満の許可の着手届出書の提出については、電子申請で行うことができます。
- (5) 開発工事が1年を超えるときは、「林地開発行為施行状況報告書」に毎年11月30日までの施行状況を記載し、出来高図及び写真を添付して担当総合振興局等へ提出してください。
- (6) ① 開発行為に係る許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ許可権者の指示を受け「林地開発変更許可申請書」又は「林地開発変更届出書」を担当総合振興局等に提出してください。  
※ 土地の権利等の変更を含みます。  
② 着手又は完了時期の変更若しくは工事施行者の変更等をしようとする場合にも、必要な書類を添えて「林地開発変更届出書」を担当総合振興局等に提出してください。
- (7) 防災施設工事の施行等については、次の点に留意するとともに、完了したときは、担当総合振興局等に「林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書」を提出してください。
  - ① えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、北海道の職員が確認を行うまでの間は、他の開発行為を施行しないこと。
  - ② 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
  - ③ 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (8) 開発工事が完了したときは、速やかに担当総合振興局等に「林地開発行為完了（工区完了）届出書」を提出してください。
- (9) 開発工事を一時中止又は廃止するときは、あらかじめ許可権者の指示を受け「林地開発行為一時中止（廃止）届出書」を担当総合振興局等に提出するとともに、災害防止措置を講ずる場合、担当総合振興局等に「林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書」を提出してください。  
また、北海道職員が検査をするときはこれに応じてください。
- (10) 開発工事中に災害が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに担当総合振興局等に「林地開発行為災害発生届出書」を提出してください。

- (11) 開発事業者から、譲渡若しくは相続又は法人の合併等により事業の地位を承継した場合は、担当総合振興局等に「林地開発行為承継届出書」を提出してください。
- (12) 許可を受けたときは、林地開発行為許可標識を現場の見やすい場所に提示してください。
- (13) 工作物等が埋め戻しにより外部から明視できなくなる箇所については、工事の工程に応じて寸法・形状・位置等が分かるように写真等の資料を作成してください。
- (14) 開発区域外の道路において横断管の埋設その他道路の通行に支障を来すような工事を施工するときは、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署長の許可を得てください。
- (15) 開発行為の越境を防止するとともに、北海道職員の現地調査等を容易にするため、事業区域界及び残置森林界を杭又はテープ等で明示し、保存をしてください。

### 3 完了確認の検査

- (1) 開発工事及び防災施設工事が完了又は工区完了し、次の①～③の届出書が提出されたときは、完了（工区完了）検査を実施し、許可処分の内容に従って施行し、許可条件に適合しているかを確認します。
  - ① 「林地開発完了（工区完了）届出書」
  - ② 「林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書」
  - ③ 「林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書」
- (2) 検査の結果、修補の必要があると認めるときは「開発工事の修補について」により修補の内容を明示して通知します。
- (3) 開発工事の修補が完了したときは速やかに担当総合振興局等に「開発工事修補完了届出書」を提出してください。

「開発工事修補完了届出書」が提出されたときは、完了検査を実施し、修補の内容に従って施行しているかを確認します。

### 4 検査確認書の交付

- (1) 検査の結果、許可処分の内容のとおり完了したことを認めたときは「完了（工区完了）検査書」を交付します。
- (2) 「完了（工区完了）検査書」の交付を受けてから、開発行為の目的に沿って使用してください。

## Ⅷ 許可指令後の関係書類等とその手続き

	関係書類	手続き等
1	林地開発行為着手届出書 (別記第3号様式)	許可を受け工事に着手するときは、速やかに「林地開発行為着手届出書」を提出してください。 なお、20ha未満の許可の着手届出書の提出については、電子申請で行うことができます。
2	許可標識の提示	許可を受けた場合、速やかに開発行為の事業区域周辺の見やすい場所に許可標識を設置してください。
3	現場写真撮影等	開発行為施工中における主要構造物及び埋設されたため完了後に明視できない部分等の工事を実施するときは、現場写真撮影要領に従って撮影を行い、写真の整理を行ってください。
4	林地開発行為施行状況報告書 (別記第8号様式)	毎年11月30日現在の施行状況を出来高部分の概況平面図及び写真等を添付した林地開発行為施行状況報告書により報告してください。
5	林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書 (別記第4号様式)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工区設定地区及び流域内の防災施設が完了したときは、「林地開発行為防災施設工事工区完了届出書」を提出し、施設の検査を受けてください。</li> <li>2 本体工事に先行して行う防災施設が全部完了したときは、「林地開発行為防災施設工事完了届出書」を提出し、施設の検査を受けてください。</li> <li>3 「林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書」には、施設の出来高図及び完了写真その他参考資料を添付してください。</li> </ol>
6	林地開発変更許可申請書 (別記第1号様式)	<p>許可を受けた開発行為が、次のいずれかに該当する変更が生じる場合には、「林地開発変更許可申請書」を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発行為の目的を変更するとき。 開発行為の全部又は一部についてその目的を変更するとき。</li> <li>2 開発行為に係る森林の面積が1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする行為は0.5ヘクタール)を超えて増加するとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 変更による係る森林の面積の減少分を増加面積から差し引きせずに、単純に増加する面積が1ヘクタールを超える(太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係るものにあつては0.5ヘクタールを超える)場合。</li> <li>(2) ただし、ゴルフ場の造成等で開発行為地が残置森林によって区画され、独立している数段の土地から成り立っている場合には、その区画ごとに適用するものとしてよい。</li> </ol> </li> <li>3 防災施設の位置又は構造を変更するとき。</li> <li>4 残置する森林の位置又は幅を変更するとき。</li> <li>5 その他、法第10条の2第2項の各号に係る内容に重要な変更が生じるとき。</li> </ol>



	関係書類	手続き等
7	<b>林地開発変更届出書</b> (別記第2号様式)	<p>開発行為の着手及び完了予定時期の変更、工事施工者の変更や1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係るものにあつては0.5ヘクタール）以下の開発行為に係る森林の面積の増加など前記6に該当しない開発行為の内容の変更が生じる場合は、あらかじめ「林地開発行為変更届出書」を提出してください。</p> <p>添付する図書は、許可申請書に添付する図書に準じて作成してください。</p>
8	<b>林地開発行為一時中止(廃止)届出書</b> (別記第5号様式)  <b>林地開発行為再開届出書</b> (別記第7号様式)	<p>開発行為を中止する場合は、遅滞なく、災害発生の防止等必要な措置を講じた上で「林地開発行為一時中止届出書」を提出してください。</p> <p>「林地開発行為一時中止届出書」には、中止の理由及び中止にあつての措置を明記してください。</p> <p>中止した開発行為を再開する場合には、あらかじめ「林地開発行為再開届出書」に工程表を添付して提出してください。</p> <p>なお、20ha未満の許可の再開届出書の提出については、電子申請で行うことができます。</p> <p>開発行為を廃止する場合は、植生の回復等必要な措置を講じたうえで「林地開発行為廃止届出書」を提出してください。</p> <p>林地開発行為廃止届には、廃止の理由及び廃止にあつての措置を明記してください。</p>
9	<b>林地開発行為承継届出書</b> (別記第11号様式)	<p>開発事業者から譲渡、若しくは相続又は合併等により、開発許可に係る地位を承継した者は、遅滞なく「林地開発行為承継届出書」に次の書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 譲渡、若しくは相続、又は合併等があつたことを証する書類</li> <li>2 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類</li> </ol>
10	<b>林地開発行為災害発生届出書</b> (別記第10号様式)	<p>開発行為の施行中、災害が発生した場合は、速やかに緊急の復旧工事を実施するとともに林地開発行為災害発生届を提出し、災害の再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。</p>
11	<b>林地開発行為完了(工区完了)届出書</b> (別記第9号様式)  <b>開発工事修補完了届出書</b> (様式第20号)	<p>開発行為が完了したときは、速やかに「林地開発行為完了届出書」を提出して、完了確認検査を受けてください。</p> <p>また、あらかじめ部分的に供用するため工区設定を行いその部分の工事が完了した場合には、「林地開発行為工区完了届出書」を提出して、工区完了確認検査を受けてください。</p> <p>完了(工区完了)確認検査を実施した結果、工事内容及び施設等の修補を要する旨の通知があり、修補工事を完了した場合には「開発工事修補完了届出書」を提出してください。</p>

※ 各種届出書等（図面、写真等を除く。）は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができます。

## Ⅸ 申請書等の様式

### 1 申請書及び添付図書の様式等

別添第1-2号	林地開発事前協議書	41
	林地開発許可申請書	42
様式第1号	計画概要書	43
様式第2号	土地利用計画書	47
様式第3-1号	求積表（森林内）	48
様式第3-2号	求積表（森林外）	49
様式第4号	森林現況表	50
様式第5-1号	土地権利関係一覧表（森林内）	51
様式第5-2号	土地権利関係一覧表（森林外）	52
様式第6号	資金計画書	53
様式第7号	年度別資金計画書	54
様式第8号	残置森林等及び防災施設の維持管理計画書	55
様式第9号	工程表	57
様式第10号	開発行為施行の同意書	58
様式第11号	他法令の手続き状況	59
様式第13-2号	地域住民等への説明結果概要書<記載例>	60
様式第20号	開発工事修補完了届出書	61
様式第23号	復旧着手（完了）届出書	62
別記第1号様式	林地開発変更許可申請書	63
別記第2号様式	林地開発変更届出書	64
別記第3号様式	林地開発行為着手届出書	65
別記第4号様式	林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書	66
別記第5号様式	林地開発行為一時中止届出書	67
別記第5号様式	林地開発行為廃止届出書	68
別記第6号様式	林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書	69
別記第7号様式	林地開発行為再開届出書	70
別記第8号様式	林地開発行為施行状況報告書	71
別記第9号様式	林地開発行為完了（工区完了）届出書	72
別記第10号様式	林地開発行為災害発生届出書	73
別記第11号様式	林地開発行為承継届出書	74
別記第12号様式	林地開発行為復旧着手（完了）届出書	75
別表1	流出土砂貯留施設計画計算表	76
別表2	流出計算表（排水施設工）	76
別表3	洪水調節池等の検討結果とりまとめ表	77

## 2 協定書の例

参考第1号	残置森林等の維持管理に関する協定書	78
参考第2号	環境保全に関する協定書	80

林地開発事前協議書

年 月 日

(総合) 振興局長 様

住所

開発事業予定者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

次のとおり、森林法第10条の2第1項の規定による許可を申請するにあたり、あらかじめ審査指導を受けたいので関係書類を添付し協議します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
備 考	

(注意事項)

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
- 3 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

## 林地開発許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者氏名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

### 注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

計 画 概 要 書

開発行為に係る 森林の所在場所				
申請者 住所 氏名				
工事施工者住所 氏名		建設業法の登録票等を添付すること。		
開発行為の目的				
開発行為に係る 事業又は施設の 名称				
開 発 面 積 区 域	①開発行為をしようとする事業区域面積		ha	
	②開発行為に係る事業区域面積			
	③開発行為をしようとする森林の土地の面積			
	④開発行為に係る森林の土地の面積			
地 況	位置			
	地形	標高 m～ m、	平均傾斜度 度	
	地質	地質時代	基岩名 土壌	
	気象	年間降水量	mm、	最大日降水量 mm/日
		最高気温	℃、	最低気温 ℃、
		最大積雪深	cm、	積雪期間 月～月
		年平均風速	m	
林 況	人工林（面積）	ha、（蓄積）	m <sup>3</sup> /ha、（樹種）（林齢）	
	天然林（面積）	ha、（蓄積）	m <sup>3</sup> /ha、（樹種）（林齢）	
	無立木地	ha、その他	ha、	
況	上記の内伐採に係る人工林 ha、 m <sup>3</sup> 、天然林 ha、 m <sup>3</sup>			
開 発 の 行 内 為 容	全体計画			
	期別計画及び工期			
切 土 ・ 盛 土 ・	捨 土 の 盛 土 係	切土	総切土量 m <sup>3</sup> 、最大切土高 m 切土法面勾配 1：、	
		盛土	総盛土量 m <sup>3</sup> 、最大盛土高 m 盛土法面勾配 1：	
	捨土	捨土量 m <sup>3</sup> 捨土処理の方法		

様式第1号-2

災害防止対策等	工種、種別、数量等（仮設含む）
災害が発生するおそれがある区域	<p>砂防指定地（砂防法）</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）</p> <p>地すべり防止区域（地すべり等防止法）</p> <p>土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）</p> <p>災害危険区域（建築基準法）</p> <p>山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区（山地災害危険地区調査要領）</p> <p>なだれ危険箇所（なだれ危険箇所点検調査要領）</p> <p>上記と同様と判断される「災害が発生するおそれがある区域」</p> <p>※上記に該当する場合は、その名称等を記載</p>
事業区域内の土地の権利者及び同意状況	<p>土地所有者 人、うち未同意者 人</p> <p>所有権以外の権利者 人、うち未同意者 人</p>
資金計画	<p>総事業費 千円</p> <p>資金調達方法（自己資金、借入金、処分収入、その他）</p>
残置森林の割合及び幅員	<p>残置森林率 ○%、森林率 ○%</p> <p>幅員 最小 ○m、最大 ○m</p>
造成森林及び造林の面積・植栽樹種等	<p>造成森林 森林内 ha、森林外 ha</p> <p>植栽樹種 、規格 本/ha</p> <p>造林 森林内 ha、森林外 ha</p> <p>植栽樹種 、規格 本/ha</p>
残置森林等及び防災施設の維持管理方法	（残置森林等の維持管理協定書概要等）
一時利用地の利用後の原状回復方法	（復旧方針）
過去5年間の造林補助金状況	<p>投入全体面積及び金額 ha 千円</p> <p>上記の内「係る森林の面積」及び金額 ha 千円</p> <p>返還の対象となる森林面積及び金額 ha 千円</p>
周辺地域における住宅・道路・公園その他施設の状況	<p>住宅 戸、公共施設 棟、公共施設の種類</p> <p>道路（国・道・市町村） 総延長 m</p> <p>鉄道 延長 m、その他利用状況</p> <p>農地（水田 ha、畑 ha、その他 ha）</p> <p>下流河川 川（ 級河川 川水系）</p> <p>その他</p> <p>（開発の規模及び目的により異なるが通常300m前後の施設の状況を記入）</p>
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況	<p>飲料水利用住宅 戸、内水面漁業保護地</p> <p>水資源依存農地 ha、漁業関係に関する影響</p> <p>防火用水等に関する利用</p>
周辺地域への影響及び住民生活への配慮等	<p>森林施業上での影響</p> <p>地域住民の意見等</p>

計 画 概 要 書 ( 記 載 例 )

開発行為に係る 森林の所在場所	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番地〇号ほか〇筆	
申請者 住所 氏名	北海道〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番地〇号〇〇方 〇〇 〇〇 (個人等) 又は(株)〇〇 (会社名等)	
工事施工者住所 氏名	申請者と施工者が異なるときは、上記(申請者欄)に倣って記載すること。その際、建設業法の登録票、事業経歴書等を添付すること。	
開発行為の目的	〔 V-2 計画概要書(様式第1号)の2「開発行為の目的」を参照 〕	
開発行為に係る 事業又は施設の 名称	【例】 (株)〇〇 〇〇砂利採取場	
開 発 面 積 区 域 積	①開発行為をしようとする事業区域面積(A)	〇〇h : a 〇〇〇〇
	②開発行為に係る事業区域面積(B)	〇〇 : 〇〇〇〇
	③開発行為をしようとする森林の土地の面積(C)	〇〇 : 〇〇〇〇
	④開発行為に係る森林の土地の面積(D)	〇 : 〇〇〇〇
地 況	位置	
	地形 標高 〇m ~ 〇m、 平均傾斜度 〇〇 度	(地形図から判断する)
	地質 地質時代〇〇基岩名〇〇→	(地質図等参照) 土壌(弱乾性褐色森林土etc)
	気象 年間降水量 〇〇 mm、 最大日降水量 〇〇 mm/日	
	最高気温 〇〇 ℃、 最低気温 〇〇 ℃	
	最大積雪深 〇〇 cm、 積雪期間 〇〇 月 ~ 〇 月 年平均風速 〇〇 m	(気象資料により記入)
林 況	人工林(面積) 〇〇ha、(蓄積) 〇〇m <sup>3</sup> /ha、(樹種) 〇〇 (林齢) 〇年生 天然林(面積) 〇〇ha、(蓄積) 〇〇m <sup>3</sup> /ha、(樹種) 〇〇 (林齢) 〇年生 無立木地 〇〇ha、その他 〇〇ha	→(森林現況表により記入)
	上記の内伐採に係る人工林〇〇ha、〇〇m <sup>3</sup> 、天然林〇〇ha、〇〇m <sup>3</sup>	
開 発 の 行 内 為 容	全体計画 【例】 I 工区、II 工区、III 工区(内今回の許可申請 I 工区) ※詳細は様式第9号工程表のとおり	
	期別計画及び工期 【例】 I 工区(一期〇〇~〇〇)、II 工区(二期〇〇~〇〇)、 III 工区(三期〇〇~〇〇) ※詳細は様式第9号工程表のとおり	
切 土 ・ 盛 土 ・ 捨 土 係	捨 土	切土 総切土量 〇〇 m <sup>3</sup> 、最大切土高 〇〇 m 切土法面勾配 1 : 〇、直高〇mごとに幅〇mの小段を設ける
		盛土 総盛土量 〇〇 m <sup>3</sup> 、最大盛土高 〇〇 m 盛土法面勾配 1 : 〇、直高〇mごとに幅〇mの小段を設ける
	捨 土	捨土量 〇〇 m <sup>3</sup>
		捨土処理の方法 〇〇処理場に運搬(住所: 〇〇町〇〇番地〇〇号)



様式第1号-2

災害防止対策等	工種、種別、数量等（仮設含む） 沈砂池 { (ダム工) ○基、総貯砂能力 ○○m <sup>3</sup> (堀込式) ○基、総貯砂能力 ○○m <sup>3</sup> 洪水調節池（ダム式）○基、総調節容量 ○○m <sup>3</sup> 土留工（コンクリート式）○基 柵工（マット式）○箇所、総延長 ○○m 水路工（V450）○○m、（V700）○○m、総延長 ○○○m
災害が発生するおそれがある区域	砂防指定地（砂防法） 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） 地すべり防止区域（地すべり等防止法） 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） 災害危険区域（建築基準法） 山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区（山地災害危険地区調査要領） なだれ危険箇所（なだれ危険箇所点検調査要領） 上記と同様と判断される「災害が発生するおそれがある区域」 ※上記に該当する場合は、その名称等を記載
事業区域内の土地の権利者及び同意状況	土地所有者 ○○人、うち未同意者 ○○人 所有権以外の権利者 ○○人、うち未同意者 ○○人
資金計画	総事業費○○○,○○○千円、 資金調達方法（自己資金、借入金、処分収入、その他）
残置森林の割合及び幅員	残置森林率 ○%、森林率 ○% 幅員 最小 ○m、最大 ○m
造成森林及び造林の面積・植栽樹種等	造成森林 森林内 ○○ha、森林外 ○○ha 植栽樹種 ○○、規格H○○m（D○○cm）、○○本/ha 造林 森林内 ○○ha、森林外 ○○ha 植栽樹種 ○○、規格H○○m（D○○cm）、○○本/ha
残置森林等及び防災施設の維持管理方法	残置森林等については、○○町との「残置森林等の維持・管理に関する協定書」及び様式第8号に基づき適切に維持管理を行う。 防災施設については、開発行為中は許可条件に基づき維持管理し、完了後も様式第8号等に基づき適切に維持管理を行う。
一時利用地の利用後の原状回復方法	【例】土地利用計画図に示す区域に、ミズナラ1号苗を2,500本/ha植栽する。
過去5年間の造林補助金状況	投入全体面積及び金額 ○ha ○千円 上記の内「係る森林の面積」及び金額 ○ha ○千円 返還の対象となる森林面積及び金額 ○ha ○千円 総合振興局等 森林整備係と 十分に打合せ て記入すること
周辺地域における住宅・道路・公園その他施設の状況	住宅 ○戸、公共施設 ○棟、公共施設の種類（小学校、公園etc） 道路（ <del>街</del> ・道・ <del>市町</del> 村道） 総延長 ○○m→ 【例】道道の場合） 鉄道 延長 ○○m、その他利用状況 農地（水田 ○ha、畑 ○ha、その他（草地）○ha） 下流河川○○川（○級河川○○川水系）、サケマスふ化場etc （開発の規模及び目的により異なるが、通常「係る事業区域」から300m前後の範囲内にある施設の状況を記入）
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況	飲料水利用住宅 ○○戸、内水面漁業保護地 ○○沼 水資源依存農地 ○○ha、漁業権 ○○漁業協同組合 防火用水等に関する利用
周辺地域への影響及び住民生活への配慮等	【例】住民説明会の結果から、進入路に周囲住宅地へ粉塵防止のため防風ネットを配置する。景観、騒音防止等のため周囲の無立木地にH3.00m以上の○○を植栽する。etc

土地利用計画書

利用区分	現況	森 林 (地域森林計画対象地)		森 林 以 外 (地域森林計画対象地外)		合 計	
		面積(ha)	率 (%)	面積(ha)	率 (%)	面積(ha)	率 (%)
開 発 行 為 に 係 る 区 域							
	(造成森林) 小 計	( c ) D=a+c	( )	( d ) G=b+d	( )	( ) B	( )
残 置 す る 区 域	(造 林) 16年生以上	( ) e	( )	( ) i	( )	( )	
	(造 林) 15年生以下	( ) f	( )				
	(造 林) 無立木地	( g ) g+h	( )	( j ) j+k	( )	( )	
	(造 林) 小 計	( ) E=e+f+g+h	( )	( ) H=i+j+k	( )	( )	
合 計	C	100.0	F	100.0	A	100.0	
残置森林率 = ( e + g ) / C × 100 (%)							
森 林 率 = ( c + d + e + f + g + h + i + j ) / C × 100 (%)							

- (注) 1 利用区分 : 事業又は施設の内容により適宜設定してください。  
 2 造成森林 : 開発行為に係る事業区域内で、一時的に土地の形質の変更を行い、その後、植栽により森林を造成する区域面積(開発行為に係る事業区域面積の内数)を記載してください。  
 3 造 林 : 開発行為をしようとする事業区域内で、土地の形質の変更を行わずに植栽を行う区域面積(残置する区域面積の内数)を記載してください。  
 4 その他  
 A : 開発行為をしようとする事業区域面積  
 B : 開発行為に係る事業区域面積  
 C : 開発行為をしようとする森林の土地の面積  
 D : 開発行為に係る森林の土地の面積

(V「許可申請書及び添付図書の作成について」の2計画概要書(参考図)及び3土地利用計画書を参照ください。)

求 積 表 (森林内)

字名	地番	林班	小班	開発行為をしよ うとする森林の 土地の面積(C) (D+E)	開発行為に係る森林の面積(D) (土地利用の区分)						残置森林面積(E) (地域森林計画対象地)				
					1	2	3	4	5	(造成 森林)	計	(造 林) 16年生以上	(造 林) 15年生以下	(造 林) 無立木地	計
												( )	( )	( )	( )

(注) 記載にあたっては、様式第2号「土地利用計画書」の(注)を参照してください。

求 積 表 (森林外)

字名	地番	開発行為をしようとする土地の面積 (F) (G+H)	開発行為に係る土地の面積 (G) (土地利用の区分)						残置する区域面積 (H) (地域森林計画対象地外)			
			1	2	3	4	5	(造成 森林)	計	(造 林) 立木地 ( )	(造 林) 無立木地 ( )	計 ( )

(注) 記載にあたっては、様式第2号「土地利用計画書」の(注)を参照してください。

森 林 現 況 表

字 名	林班	小班	林 況			森林所有者氏名	開発しようとする森林の土地の面積(C)(D+E)	開発行為に係る森林の土地の面積(D)	残置森林の面積(E) (地域森林計画対象地)			造成森林の面積	造成する緑地の面積	備 考
			樹 種	林 齢	蓄 積 m <sup>3</sup> /ha				(造林) 立木地	(造林) 無立木地	計			
計														

- (注) 1 森林所有者：森林法第2条第2項に規定する森林所有者（権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成できる者）を記載してください。
- 2 立木地：土地の形質の変更を行わずにそのまま残置する森林の土地の面積を記載してください。
- 3 造成する緑地：「住宅団地の造成」の場合、一時的に土地の形質の変更を行った後、造成される緑地の面積を記載してください。
- 4 記載にあたっては、様式第2号「土地利用計画書」の（注）を参照してください。

土地権利関係一覧表（森林内）

字 名	地 番	開発行為をしよ うとする森林の 土地の面積	開発行為に 係る森林の 土地の面積	所有権に 関する事項	所有権以外の 権利に関する事項		同意の 状 況	他法令による制限		備 考
				権利者の氏名	権利の種類	権利者の氏名		名 称	内 容	



資 金 計 画 書

科 目		金 額 (千円)	備 考
収 入	自己資金		
	借入金		
	処分収入		
	計		
支 出	用地費		
	工事費		
	防災工事費		
	付帯工事費		
	事務費		
	借入金利息		
	借入金償還		
	計		

- (注) 1 資金の調達について証する書類を添付してください（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じて添付する。）。
- 2 法人の資本系列、取引対象等が明らかな資料を添付してください。
- 3 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務や経営状況を確認できる資料を添付してください。
- 4 備考欄には内容を具体的に記載してください。



年度別資金計画書

科 目		年度	年度	年度	年度
収 入	自己資金				
	借入金				
	処分収入				
	計				
支 出	用地費				
	工事費				
	防災工事費				
	付帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	借入金償還				
計					

残置森林等及び防災施設の維持管理計画書

1 残置森林

(1) 地番及び面積

(2) 維持管理方法

- ① 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発行為中)  
 維持管理の内容 \_\_\_\_\_
- ② 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発完了後)  
 維持管理の内容 \_\_\_\_\_

2 造成する森林

(1) 地番及び面積等

	地番	面積	樹種	苗木規格	ha本数	苗間×列間	造成時期
森林内							
森林外							

(2) 維持管理方法

- ① 造林を行う者： \_\_\_\_\_ (時期)
- ② 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発行為中)  
 維持管理の内容： \_\_\_\_\_
- ③ 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発完了後)  
 維持管理の内容： \_\_\_\_\_
- ④ 森林の所有者： \_\_\_\_\_  
 伐採の予定及び更新の方法等： \_\_\_\_\_

3 造林

(1) 地番及び面積等

	地番	面積	樹種	苗木規格	ha本数	苗間×列間	造成時期
森林内							
森林外							

(2) 維持管理方法

- ① 造林を行う者： \_\_\_\_\_ (時期)
- ② 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発行為中)  
 維持管理の内容： \_\_\_\_\_
- ③ 維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) ~ \_\_\_\_\_ (開発完了後)  
 維持管理の内容： \_\_\_\_\_
- ④ 森林の所有者： \_\_\_\_\_  
 伐採の予定及び更新の方法等： \_\_\_\_\_

#### 4 防災施設

##### (1) (防災施設名 例：沈砂池)

###### ① 地番及び面積

###### ② 開発行為終了後の維持管理方法

維持管理者： \_\_\_\_\_ (期間) \_\_\_\_\_ ~

維持管理の内容 \_\_\_\_\_

※残置森林等の維持管理方法（開発完了後）の記載方法を準用する

※内容は、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の方法について記載する

※防災施設毎に記載する（防災施設を複数設置する場合は(1)以降に追加して記載する）。

様式第9号

工 程 表

工 種	年	年												年												年												備 考	
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		

(注) 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工工程において具体的な施工時期を明らかにする。

# 開 発 行 為 施 行 の 同 意 書

年 月 日

住所  
開発行為者  
氏名

住所  
権利者  
氏名  
(電話 )

私が権利を有する次の土地において、あなたが開発行為または開発行為に関する工事を施工することに同意します。

## 記

開発行為の目的			
同意に係る土地の所在場所	権利の種類	地 目	同意に係る面積

注： 「権利者」とは、開発行為をしようとする事業区域内の土地又は工作物の所有者、仮登記者、抵当権者その他、当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者等をいいます。

## 他法令の手続状況

## (1) 許認可関係

番号	法令名	協議関係	手続の状況	年月日
1	都市計画法			
2	宅地造成等規制法			
3	農業振興地域の整備に関する法律			
4	農地法			
5	自然公園法			
6	自然環境保全法			
7	北海道自然環境等保全条例			
8	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
9	環境影響評価法			
10	北海道環境影響評価条例			
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
12	土壌汚染対策法			
13	景観法			
14	文化財保護法			
15	砂利採取法			
16	採石法			
17	鉱業法			
18	河川法			
19	道路法			
20	国有財産法			

## (2) 協議・協定関係

番号	締結機関・代表者等	協議・協定等	該当の有無	締結年月日
1	〔市町村長〕	残置森林等の維持・管理に関する協定書 (参考第1号)		
2	〔市町村長〕	環境保全に関する協定書 (参考第2号)		
3	〔北海道教育委員会教育長〕	埋蔵文化財保護のための事前協議に係る回答文書		
4	〔関係河川管理者〕	治水協議		
5				
6				

- (注) 1 該当するものに○を付し、日付を記入してください。  
 2 手続の状況欄には、「第○条第○項の許可申請中」等を記入してください。  
 3 該当する許認可に係る書類の写し及び協議・協定に係る書類を添付してください。



開 発 工 事 修 補 完 了 届 出 書

年 月 日

水産林務部長又は総合振興局長若しくは振興局長 あて

届出者住所、氏名

年 月 日 第 号で通知のあった開発行為に係る修補工事について、年  
月 日完了したので届け出ます。

注意事項

写真及び出来高図を添付してください。



復旧着手（完了）届出書

年 月 日

〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長 様

行為者住所氏名  
〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

先に提出した復旧計画について、次のとおり着手（完了）したので届け出ます。

記

復旧着手（完了）年月日	
復旧行為に係る森林の所在場所	
復旧の内容	

注意事項

- 1 完了届出書には、出来高図及び完了写真を添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
申請者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令			
変更後の開発行為に係る森林の所在場所				
開発行為の目的	当初	変更後		
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	当初	変更後		
変更の理由				
変更の内容	項目	現行	変更後	備考
完了予定年月日	当初 年 月 日	変更 年 月 日		

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載してください。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

## 林地開発変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり内容を変更するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 の 内 容	

### 注意事項

用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

### 林地開発行為着手届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	

#### 注意事項

用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり防災施設の工事を完了（工区完了）したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
完了（工区完了）年月日	年 月 日
完了（工区完了） 内 容	

注意事項

- 1 完了（工区完了）内容には、完了（工区完了）した防災施設の延長・規模等を記載してください。
- 2 出来高図及び完成写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発行為一時中止届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり一時中止するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の一時中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
一 時 中 止 の 理 由	
一時中止に当たっての措置	

注意事項

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 当該開発対象区域の現況を撮影した写真
  - (2) 当該土地の防災及び維持管理に関する計画書
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

### 林地開発行為廃止届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり廃止するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃止に当たっての措置	

#### 注意事項

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 当該開発対象区域の現況を撮影した写真
  - (2) 当該土地の防災及び維持管理に関する計画書
  - (3) 廃止した後における当該土地の利用計画を示す書類
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発行為一時中止（廃止）災害防止措置完了届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり一時中止（廃止）に当たつての災害防止の措置を完了したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 年 月 日	年 月 日
完了した措置の内容	

注意事項

- 1 完了した措置の内容には、完了した施設の延長・規模等を記載してください。
- 2 出来高図及び完成写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。



### 林地開発行為再開届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり再開するので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の再開年月日	年 月 日
再開後の完了予定年月日	年 月 日

#### 注意事項

- 1 工程表を添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

### 林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

報告者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、 年11月30日現在の  
施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令					
開発行為に係る森林の 所 在 場 所						
開 発 行 為 の 目 的						
開 発 行 為 の 期 間	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日					
工事の種別	計画量	単 位	施 行 済	単 位	進捗率(%)	摘 要

注意事項

- 1 出来高図及び写真を添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発行為完了（工区完了）届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

届出者氏名 { 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり完了（工区完了）したので届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
完了（工区完了）年月日	年 月 日
完了（工区完了）の内容	1 工区完了工事 第 工区 供 用 開 始 年 月 日  2 全体完了工事

注意事項

- 1 出来高図及び完成写真を添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
届出者氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為に係る開発対象区域内で災害が発生したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号指令
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分頃
災 害 の 種 類 及 び 規 模	
災 害 の 応 急 措 置	
復 旧 計 画	

注意事項

- 1 災害状況は、図面及び写真で明示してください。
- 2 復旧計画に必要な計画書及び図面を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。